

# 令和4年度 四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針

---

【工事】  
令和4年度  
総合評価落札方式等実施方針

---



公共工事の品質を確保するため、価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式の拡充を図るとともに、四国の地域性を踏まえ、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

## 【現状の分析結果】

### ◆受注状況

○受注工事が一社に集中する状況にはないが、入札業者数(実数)が減少傾向にある。

### ◆工事品質の確保

○「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の発注方式において、より技術力を求める「技術提案評価型」が工事成績が高くなっており、技術力の評価が品質確保において有効に機能している。

### ◆担い手の確保

○技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任(監理)技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任(監理)技術者の実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

### ◆その他、現状の評価項目等の分析

○評価点獲得率が高いほど工事成績も高い傾向があることが確認できた。これら評価点の設定が品質に有効に機能している。

○各評価項目及び配点は、落札者の優位性が担保される評価内容となっている。

○応札者数が減少傾向にある補修工事等については、引き続き分析を継続していく。

～地域の守り手確保のために地域建設業の存続を目指して～

現状分析を踏まえ、今後更なる分析を進めるとともに、引き続き以下の5項目に配慮した総合評価落札方式を実施する。

## 1. 担い手確保による働き方改革の推進

黒文字:継続 青文字:拡充 赤文字:新規

① WLB推進企業の評価（法令に基づく認定を受けた企業を評価）

②-1 週休2日制(発注者指定方式)の拡充

②-2 週休2日履行証明書交付（「履行証明書」を交付された企業の加点評価）

③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ（現場代理人の経験を主任(監理)技術者の経験と同等評価）

廃止 ③-2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ（担当技術者の経験を主任(監理)技術者等の経験と同等評価）

③-3 若手技術者及び女性技術者の配置を促す評価方式Ⅲ（配置予定技術者の年齢を加点評価）

廃止 ③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ（40歳以下の担当技術者の配置を加点評価）

④ 建設シニアの配置を促す評価方式（60歳以上の担当技術者の配置を加点評価）

⑤ 専任補助者制度（現場経験の少ない技術者をベテラン技術者が補助）

⑥ 橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和（途中交代を認める工事の試行）

## 2. 生産性向上への取組

① 新技術導入促進型（新技術の活用により生産性向上を図る）

② ICT活用工事の推進（ICTの全面的な活用により生産性向上を図る）

③ ICT活用証明書交付（「ICT活用証明書」を交付された配置予定技術者の加点評価）

④ 新技術を活用した生産性向上への取り組み(生産性向上を達成した企業に証明書の交付・加点評価)

⑤ 生産性向上の取組を評価する試行(生産性向上に関する技術提案を評価)

## 3. 持続性のある地域建設業の育成

- ① 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価(建設マスター等の配置を加点評価)
- ② 登録基幹技能者配置における加点評価
- ③ 堤防維持工事等における河川維持管理技術者等の評価
- ④ 自治体実績評価型(県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行)
- ⑤ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)(企業・技術者の成績・表彰を評価しない)
- ⑥ 橋梁補修工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁上部)
- ⑦ 橋梁補修工事、経常維持工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁下部)
- ⑧ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行(一般土木工事C等級において加点評価)
- ⑨ 経常維持工事の施工経験(技術者)を評価する試行(一般土木工事C等級における同種工事と同等評価)

## 4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

- ① 余裕期間制度
- ② 一括審査方式(分任官工事において複数事務所(同一地区)にも採用を拡大)
- ③ 段階選抜方式
- ④ 技術提案・交渉方式

## 5. 賃上げを実施する企業に対する加点評価

黒文字:継続 青文字:拡充 赤文字:新規

# 1. 担い手の確保による働き方改革の推進

## 1. 担い手の確保による働き方改革の推進 【試行一覧】

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	R4実施方針
①	WLB推進企業の評価	建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価	1点	WTOの一般土木（トンネル等） ・建築・港湾土木	継続
②	週休2日制（発注者指定方式）の拡大	令和6年4月1日からの完全週休2日の実施にむけた産業構造（環境）の整備	本官工事：発注者指定方式（現場閉所）を基本 ※一般土木工事（トンネル）：完全週休2日を試行 分任官工事：発注者指定方式（現場閉所）を基本 ※経常維持工事（河川維持・道路維持）：発注者指定方式（交替制モデル）		全工事	拡充
	週休2日履行証明書の評価		週休2日達成後、「履行証明書」を交付 「履行証明書」の達成状況に応じて評価	4週8休以上：3点 4週7休～8休：2点 4週6休～7休：1点		
③	若手タイプⅠ	若手技術者の登用促進・育成	現場代理人の経験を、主任（監理）技術者の経験と同等評価		全工事	継続
	若手タイプⅡ		担当技術者の経験を、主任（監理）技術者等の経験と同等評価		分任官工事 （難易度の低い河川・海岸堤防・道路改良等）	廃止
	若手タイプⅢ		配置予定技術者の各年齢（40～50歳）を技術者評価で10点を配分 女性技術者は10点を加点	10～1点	登用促進・育成を求める地域の分任官工事	継続
	若手タイプⅣ		年齢（40歳）以下の担当技術者の配置を加点評価	5点	分任官工事	廃止
④	建設シニアの評価	四国では高齢化が急速に進行 熟練技術者の活躍の場の確保 次世代へ豊富な知識・経験を継承	年齢（60歳）以上の担当技術者又は現場代理人の配置を評価	監理技術者が 50歳以下：5点 50歳越：2点	・一般土木工事C等級 ・橋梁補修工事 （技術継承を求める工種）	拡充
⑤	専任補助者制度	現場経験の少ない技術者の技術力向上	主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（専任補助者）を配置することができる		WTOの一般土木（トンネル等）	継続
⑥	橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件を緩和	全国的な橋梁保全工事の技術者不足	「非専任期間・専任期間（足場等存置期間）・専任期間（現場施工期間）」の切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める		橋梁保全工事	継続

# 1. 担い手の確保による働き方改革の推進

## ① 段階選抜方式でWLB推進企業を加点評価する試行【継続】

建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を評価する試行を継続実施。

WTO対象の一般土木（トンネル等）、建築及び港湾土木の全工事で実施する。

段階選抜方式の1次審査において、技術提案及び企業・技術者の評価に加え、以下の認定を受けている企業を加点（1点）評価する。

• 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）	一般土木AB等級企業の取得状況： 11企業	R3.12	R2.12
• 次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）	一般土木AB等級企業の取得状況： 22企業		10企業
• 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	一般土木AB等級企業の取得状況： 0企業		20企業
			0企業

えるぼし・プラチナえるぼし



くるみん・プラチナくるみん



ユースエール



### ◆ 近年の取り組み

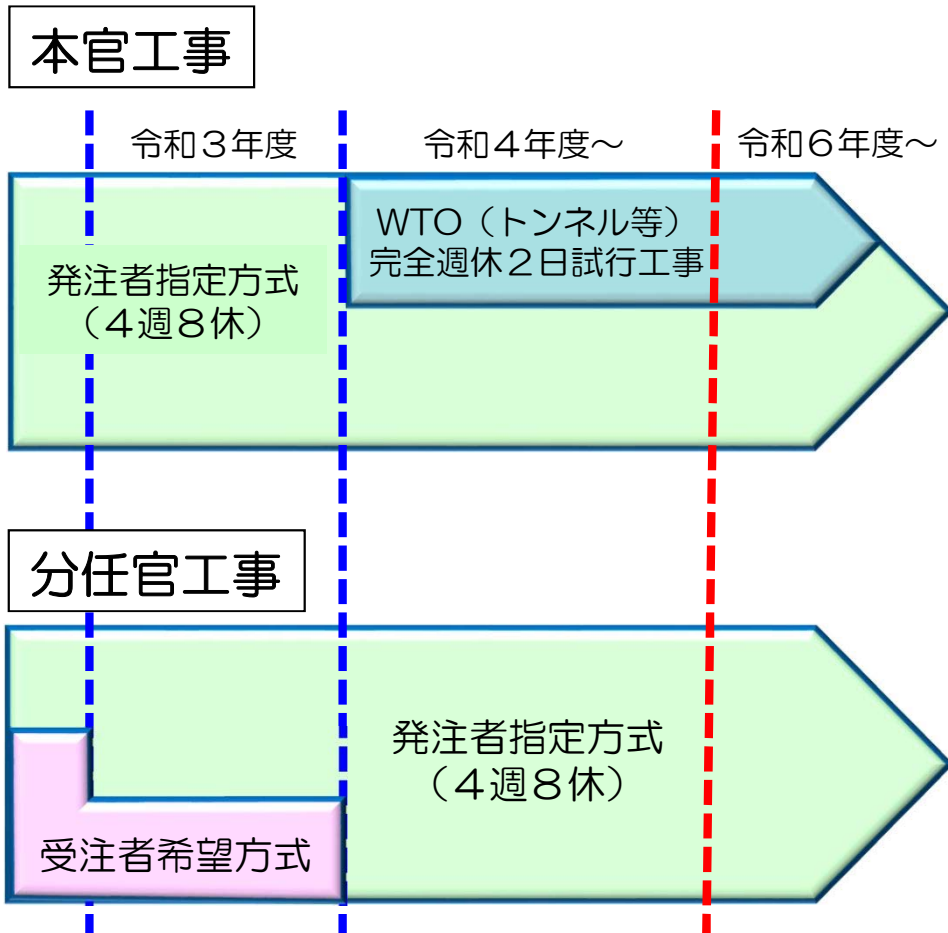
- 平成29年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- 平成30年度の実施件数はトンネル1件、港湾土木1件
- 令和元年度の実施件数はトンネル5件、港湾土木2件
- 令和2年度の実施件数はトンネル3件、港湾土木1件
- 令和3年度の実施件数はトンネル2件、港湾土木2件
- 令和4年度も継続



# 1. 担い手の確保による働き方改革の推進

## ②-1 週休2日制(発注者指定方式)の拡大【拡充】

令和6年4月1日より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、更なる週休2日工事の推進が求められており、早急に産業構造(環境)を整える必要がある。直轄工事において週休2日工事を順次拡大させるため、**本官工事・分任官工事ともに発注者指定方式(現場閉所)、WTO案件の一般土木工事(トンネル工事)等は発注者指定方式の完全週休2日試行工事(現場閉所)、経常維持工事(河川維持・道路維持)は発注者指定方式(交替制モデル)とし、週休2日制の拡大を目指す。**



### 令和3年度

- ◆本官工事は、発注者指定方式を基本とする。
- ◆分任官工事は、原則「発注者指定方式」により実施  
※但し、下記の工事について、当面は「受注者希望方式」とすることができる。  
①受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が多い工事。  
②交代制に必要な人員の確保が困難な工事。

### 令和4年度

- ◆本官工事は、発注者指定方式(現場閉所)を基本とする。  
なお、WTO案件の一般土木工事(トンネル工事)は全工事、  
また、橋梁上部工事(鋼橋及びPC橋)のうち各1件ずつを、  
発注者指定方式の完全週休2日試行工事(現場閉所)とする。  
※完全週休2日試行工事：発注者が完全週休2日(土日・祝祭日)に取り組む  
ことを指定する週休2日試行工事(発注者指定方式)
- ◆分任官工事は、発注者指定方式(現場閉所)を基本とする。  
なお、経常維持工事(河川維持・道路維持)は全工事、  
発注者指定方式(交替制モデル)とする。
- ※その他維持工事は、発注者指定方式(現場閉所)を基本  
※その他維持工事とは、バイパス保守、街路樹維持、照明維持、公園維持を指す。  
※経常維持工事及びその他維持工事については、実施タイプを受注者の希望に  
より変更できる選択条項を設定する。



# 1. 担い手の確保による働き方改革の推進

## ②-2週休2日履行証明書交付の取り組み【継続】

- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「履行証明書」を交付。 <平成31年4月1日以降に公告した工事を対象>
- 令和2年度の総合評価から、「履行証明書」を提出された企業の加点評価を行う。
- 令和元年度内完成工事における履行証明書の交付件数： 46工事（全工事件数496工事のうち約 9%）
- 令和2年度内完成工事における履行証明書の交付件数： 344工事（全工事件数583工事のうち約59%）
- 令和3年度内完成工事における履行証明書の交付予定件数： 382工事（全工事件数596工事のうち約64%）

### 交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
- 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評定通知時に「履行証明書」を交付。

※「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、履行証明書を交付

### 週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、交付日から1年間有効。
- 令和2年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。

The diagram shows a timeline starting with '公告' (Announcement) in Heisei 31, followed by '契約' (Contract) in Reiwa 2, and '交付日' (Delivery Date) in Reiwa 3. A '週休2日工事' (2-day weekend work) period is indicated. A red arrow shows the '総合評価の加点評価' (Overall evaluation bonus evaluation) period lasting for '1年間有効' (1 year valid) from the delivery date, spanning into Reiwa 4.

### <証明書>

国土地理院 四国地方整備局  
国土交通省 四国地方整備局

週休2日履行証明書

達成状況を記載

### 総合評価

### ◆ 企業評価（その他企業評価）で加点

評価の視点	評価項目	評価点
災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	5
	災害時の復旧支援体制	5
地理的条件	地域内での拠点※	5
	鋼橋等製作工場の体制※	5
	AS舗装施工体制※	10
ICT技術評価	ICT技術の全面的活用※	5
週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価	最大3
技能者等の活用	登録基幹技術者の活用※	5
	河川維持管理技術者等の活用※	5

### 【企業評価：週休2日】

週休2日達成状況に応じて、最大3点の加点評価

4週8休以上  
加点評価 3点

4週7休以上、4週8休未満  
加点評価 2点

4週6休以上、4週7休未満  
加点評価 1点

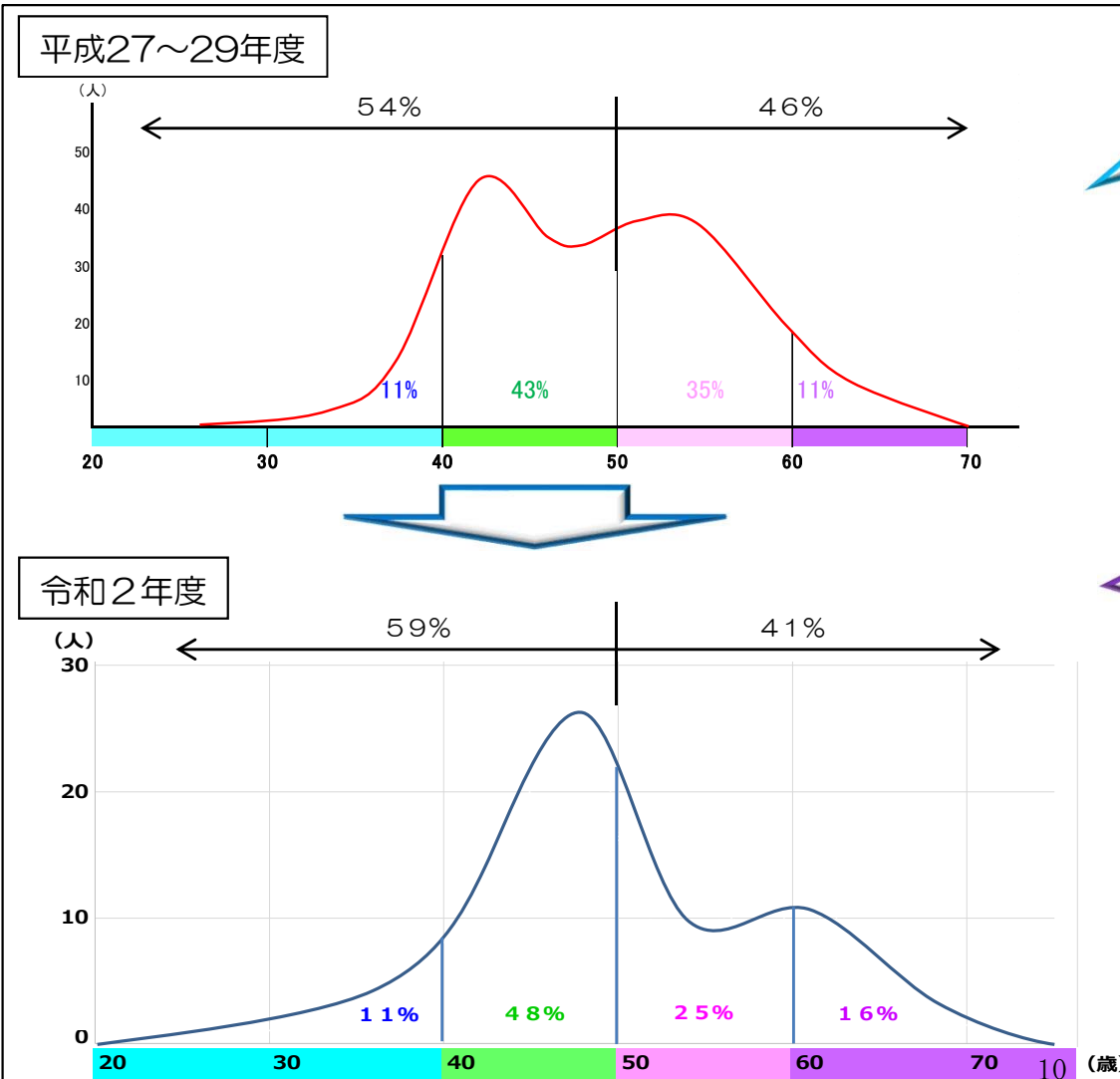
※工事内容に応じて適宜設定する評価項目

# 1. 担い手の確保による働き方改革の推進

## ③ 若手技術者・④ 建設シニア の配置を促す評価方式【分析】

若手技術者の登用促進・育成及び熟練技術者の活躍の場の確保・豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として当該試行を実施しており、完成工事の主任（監理）技術者の配置状況を分析（平成27～29年度と令和2年度の完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布を比較）し、令和4年度からの評価方式として実施する。

### ■完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



主任（監理）技術者（40歳以下）は、双方ともに配置率が11%と同様の結果となった。

→主任（監理）技術者（40歳以下）の配置を促す評価方式（若手タイプⅢ）の継続的・積極的な実施が必須である。

主任（監理）技術者（60歳以上）は、令和2年度の配置率が5%増加傾向にある。

→熟練技術者の活躍の場の確保及び若手～中堅技術者（50歳以下）への技術継承を目的とした評価方式（建設シニア）が効果的である。

## ③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、同種工事の経験について、現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価する評価方式を、令和4年度も引き続き全工事を対象に実施する。

## ③-2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ【廃止】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、担当技術者の経験を、主任(監理)技術者等の経験と同等評価する評価手法を、分任官工事を対象に試行を実施する(対象は、難易度の低い工事[河川・海岸堤防、道路改良等])。  
**令和4年度**から本試行の活用者の減少により若手技術者の登用促進に寄与していないため**廃止**する。

同種工事の施工経験

平成18年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任(監理)技術者等又は担当技術者	10	7	5	3	0
より同種性の高い工事	7	5	3	1	0
同種性が認められる工事					

同種工事の工事成績評定通知による評定点

平成25年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	直轄工事	
	主任(監理)技術者等又は担当技術者	より同種性の高い工事
80点以上	30	20
80点未満 78点以上	25	15
78点未満 76点以上	20	10
76点未満 74点以上	15	5
74点未満 72点以上	10	0
72点未満 70点以上	5	0
70点未満	0	0

「同種工事の施工経験」及び「同種工事の工事成績評定点通知における評定点」において、担当技術者の経験を、主任(監理)技術者等の経験と同等に評価する。

### ◆近年の取り組み

- 平成30年度(試行開始) 実施件数24工事(全参加者 80者 活用者5者 うち受注者3者)
- 令和元年度 実施件数24工事(全参加者 67者 活用者3者 うち受注者1者)
- 令和2年度 実施件数47工事(全参加者120者 活用者6者 うち受注者2者)
- 令和3年度(12月末時点契約済み工事) 実施件数21工事(全参加者 59者 活用者1者 うち受注者0者)
- 令和4年度から廃止

## ③-3 若手技術者及び女性技術者の配置を促す評価方式Ⅲ 【継続】

若手技術者及び女性技術者の登用促進・育成を目的として、配置予定技術者の年齢を加点要素とする評価手法を、令和4年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する。

### ■実施内容

- 過去3年間における申請時点の全技術者の年齢の約2割を占める

40歳以下又は女性技術者  
→ 最大10点（加点）

- 過去3年間における申請時点の主任（監理）技術者の平均年齢である

50歳以上 → 0点（加点なし）

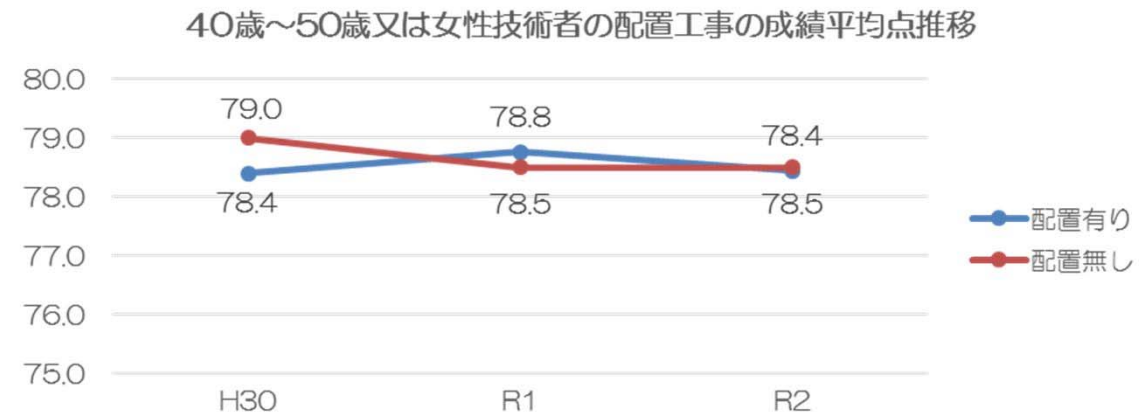
- 40歳から50歳までの各年齢において、技術者評価で10点を配分

※40歳以下の者の工事成績評価点が平均点相当（76～78点）であった場合と、50歳以上の者の工事成績評価点が満点相当（80点以上）であった場合に同等の評価となる。

### ◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活王者	うち受注者	備考
平成30年度	9	25	16	5	試行開始
令和元年度	18	53	40	14	
令和2年度	22	76	47	13	
令和3年度	11	40	22	6	12月末時点

### 令和4年度も継続



工事成績について、40～50歳又は女性技術者の配置工事と配置無し工事を比較した結果、同程度の工事成績であり工事品質を確保している。

## ③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ 【廃止】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、一定年齢（40歳）以下の担当技術者の配置を加点評価する評価手法を、分任官工事を対象に試行を実施する。

令和4年度から本試行の活用者の減少により若手技術者の登用促進に寄与していないため廃止する。

### ■実施内容

#### 【対象工事】

- 全工種

#### 【加点条件】

- 40歳以下の担当技術者を、1/2工期以上配置すること
- 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有していること

#### 【配点】

その他企業評価において、5点加点する。

#### 【期待される効果】

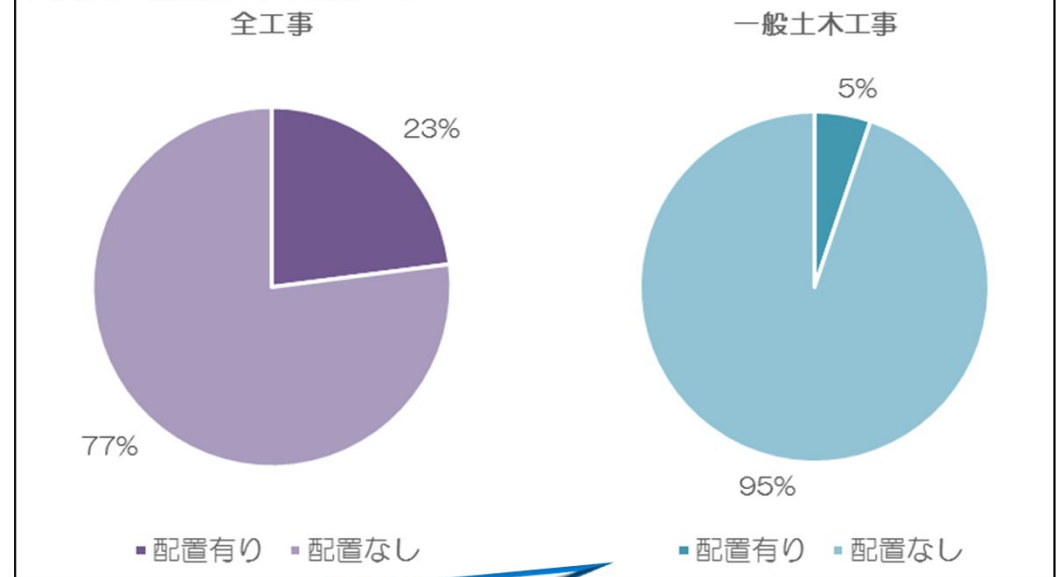
本試行工事の経験を、③-2の担当技術者の経験を主任（監理）技術者等の経験と同等に評価する試行で活用することで、若手技術者の配置を促進する。

### ◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者	備考
令和元年度	7	14	1	1	試行開始
令和2年度	16	50	18	5	
令和3年度	6	13	2	0	12月末時点

本試行の活用者は減少傾向にある。

### ◆担当技術者の配置率



担当技術者の配置率は低く、本試行の活用実績に影響している。

令和4年度から廃止



## ④建設シニアの配置を促す評価方式の実施【拡充】

高齢化が急速に進む四国の実情を踏まえ、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として、一定年齢（60歳）以上の担当技術者又は現場代理人の配置を加点評価する評価手法を、**令和4年度から**対象を分任官工事の一般土木工事C等級に加え**橋梁補修工事に適用を拡大**し試行を実施する。

### ■実施内容

#### 【対象工事】

- 一般土木工事C等級 ●橋梁補修工事

#### 【加点条件】

- 60歳以上の担当技術者又は現場代理人を、1/2工期以上配置すること
- 1級土木施工管理技士の資格を有していること

#### 【配点】

若手技術者への技術継承を目的とするため、当該工事の監理技術者等が50歳以下の場合は5点、50歳を超える場合は2点をその他企業評価において加点する。

橋梁補修工事において、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承が期待出来るため、**令和4年度から適用を拡大**する。

### ◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
令和元年度	4	24	6	1	試行開始
令和2年度	10	44	9	3	
令和3年度	3	3	0	0	12月末時点

**令和4年度も継続**



# 1. 担い手の確保による働き方改革の推進

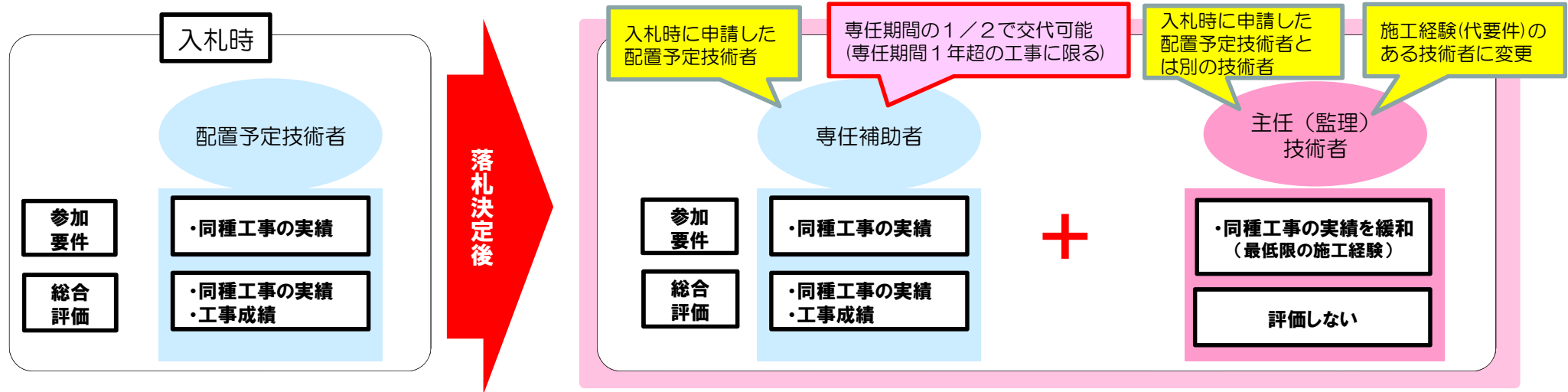
## ⑤ 専任補助者制度 【継続】

現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（専任補助者）を配置することができる試行を実施する。

- 専任補助者を配置する場合、落札決定後に配置予定技術者を選定し、受発注者間の協議によって決定する。
- 専任補助者を配置する場合、新たに配置する主任技術者又は監理技術者の施工経験は、最低限の施工経験（任意に設定）を有するものとする。
- 専任補助者は以下の条件を満たせば交代させることができる。

トンネル： 従事期間が1年を超え、かつ当該工事の専任期間の1/2を超えた場合

ただし、交代できる技術者は入札手続時の技術者評価点が交代前の専任補助者と同等以上となる者とする。



### ◆近年の取り組み

- ・令和元年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の5件で試行を実施。
- ・令和2年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の4件で試行を実施。
- ・令和3年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の2件で試行を実施。
- ・令和4年度も、WTOの一般土木工事（トンネル）で試行を継続。

## ⑥ 橋梁保全工事において配置予定技術者の交代要件を緩和する工事【継続】

全国的に技術者不足が課題となっている鋼橋保全工事において、工事期間を「非専任期間」「専任期間（足場等存置期間）」「専任期間（現場施工期間）」に区分し、区分が切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める工事の試行を実施する。

なお、総合評価における技術者評価は「専任期間（現場施工期間）」の配置予定技術者を評価する。

### ◆近年の取り組み

- 平成29年度は、「平成29－30年度 吉野川大橋橋梁補修工事」で実施
- 令和元年度は、「令和元－2年度 吉野川大橋橋梁補修工事」他1件の合計2件で実施
- 令和2年度は、「令和2－3年度 国道11号吉野川大橋（上り）橋梁補修工事」で実施
- 令和3年度は、「令和3年度 国道56号新莊川橋耐震補強工事」他1件の合計2件で実施
- 令和4年度も継続

## 2. 生産性向上への取組

### 2. 生産性向上への取組 【試行一覧】

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	R4実施方針
①	ICT活用工事の推進	国土交通省が提唱する「i-Construction」に基づく新技術活用の促進と生産性向上	(発注者指定型) 競争参加者に対し、「ICT活用工事計画書」の提出を義務付け、提出されない・不相当と認めた場合、競争参加資格を認めない		<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案評価型</li> <li>施工能力評価型</li> </ul> ※土木工事施工管理基準を適用しない工事は適用対象外	継続
			(施工者希望Ⅰ型) ICT施工希望者に対し、「ICT活用工事計画書」の提出を義務付け、適当と認めた場合、加点点評価	5点		
			(施工者希望Ⅱ型) 受注者よりICT施工希望の協議に基づき実施			
②	ICT活用証明書の評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの全面的な活用が出来た技術者に対して、「ICT活用証明書」を交付</li> <li>「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者を加点点評価</li> </ul>	2点	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案評価型 (WTO除く)</li> <li>施工能力評価型</li> </ul>	継続
③	新技術導入促進型		WTOの <ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル工事</li> <li>鋼橋上部工事</li> <li>PC工事</li> </ul>	実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術の検証に関する提案等を求め、提案技術の有効性、具体性等について評価		継続
④	生産性向上の取組を評価する試行	入札時の総合評価において、テーマ(課題)に対して複数の求める提案(着目点)のうち1つを、生産性向上に資する提案(着目点)として設定		技術提案評価型 <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者が多く見込まれる工事</li> <li>生産性向上の効果が大きいと想定される工事</li> </ul>	新規	
⑤	新技術を活用した生産性向上への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>在来工法と比較して生産性が3割以上向上したことを証明した企業に対して「実績証明書」を交付</li> <li>令和5年度の総合評価から、「実績証明書」を提出した企業を達成率に応じて加点点評価</li> </ul>	達成率4割：5点 達成率3割：3点	交付対象： 令和4年4月1日以降に公告する本官工事  加点点対象： 令和5年度から実施	新規	

### ① ICT活用工事の推進【継続】

ICT土工の推進を図るため、ICTの活用を評価する試行を引き続き実施する。

#### 平成30年度実施件数

◆土工	発注者指定型：1件	施工者希望Ⅰ型：10件	施工者希望Ⅱ型：16件	合計：27件
◆舗装	発注者指定型：2件	施工者希望Ⅰ型：2件	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：5件

#### 令和元年度実施件数

◆土工	発注者指定型：3件	施工者希望Ⅰ型：50件	施工者希望Ⅱ型：33件	合計：86件
◆舗装	発注者指定型：2件	施工者希望Ⅰ型：4件	施工者希望Ⅱ型：13件	合計：19件
◆地盤改良	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：1件		

#### 令和2年度実施件数

◆土工	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：90件	施工者希望Ⅱ型：50件	合計：140件
◆舗装	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：2件	施工者希望Ⅱ型：6件	合計：8件
◆舗装（修繕）	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：13件	合計：13件	
◆地盤改良	施工者希望Ⅱ型：4件	合計：4件		
◆法面工	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：1件		

#### 令和3年度実施件数(予定含む)

◆土工	発注者指定型：32件	施工者希望Ⅰ型：39件	施工者希望Ⅱ型：47件	合計：120件
◆舗装	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：1件	施工者希望Ⅱ型：8件	合計：9件
◆舗装（修繕）	施工者希望Ⅰ型：3件	施工者希望Ⅱ型：19件	合計：22件	
◆地盤改良	施工者希望Ⅰ型：1件	施工者希望Ⅱ型：5件	合計：6件	

令和4年度も継続

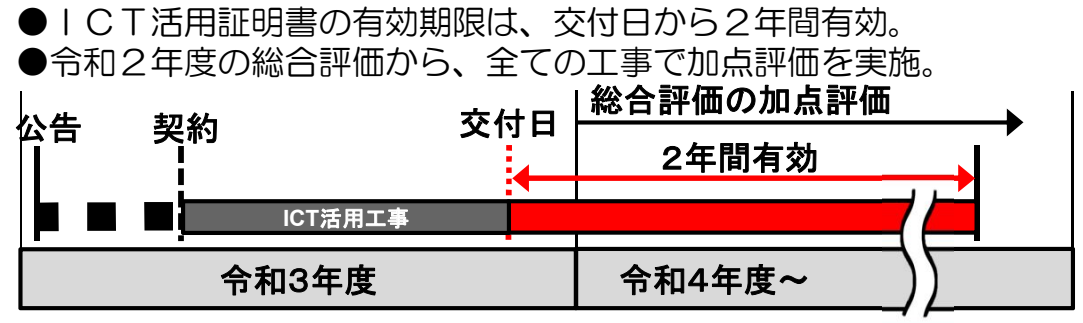
## ② ICT活用証明書交付の取り組み【継続】

- 四国地方整備局発注の「ICT活用工事」において全面的な活用を行った技術者に対して成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付（平成31年4月1日以降に公告した工事を対象）
- 令和2年度の総合評価から、「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者の加点評価を行う
- 令和元年度内完成工事における活用証明書の交付件数：11工事（土工：8工事、舗装：3工事）
- 令和2年度内完成工事における活用証明書の交付件数：92工事（土工：81工事、舗装：9工事、舗装（修繕工）：2工事）
- 令和3年度内完成工事における活用証明書の交付予定件数：180工事（土工：137工事、舗装：11工事、舗装（修繕工）：19工事、地盤改良：11工事、法面工：2工事）

### 交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、ICTの全面的な活用を行った工事が対象。
  - 工事が完成し、ICTの全面的な活用が出来たことを確認後、成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付。
- ※「ICT活用工事」とは、  
 ①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建機による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品を全て実施した工事。

### ICT活用証明書の交付と加点評価



### 総合評価

#### ◆ 技術者評価で加点

評価の視点		評価項目	評価点
技術者の能力等	継続教育（CPD）の取り組み状況	配置予定技術者のCPD（継続教育）等	5
	配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	10
	工事成績評定点	配置予定技術者の同種工事の評定点	30
	優良工事表彰	優良技術者表彰の有無	5
	<b>ICT全面活用工事の実績</b>	<b>ICT活用証明書の有無</b>	<b>2</b>

### <証明書>





### ③ 新技術の導入促進を図る総合評価方式【継続】

新技術の活用による生産性向上を図るため、研究開発段階にある新技術の提案を求める「新技術導入促進(Ⅱ)型」について試行を実施する。また、新技術活用に関する新たな取り組みについても検討する。

新技術導入促進Ⅱ型：新技術の活用を求める「技術提案テーマ」を設定し、技術提案書を評価。

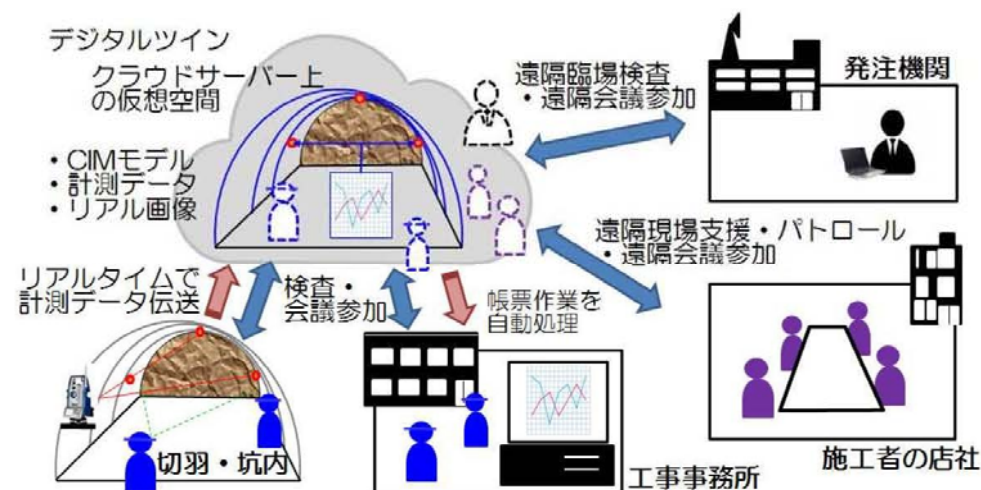
#### ◆近年の取り組み

- 平成30年度 WTO対象のトンネル工事で試行を実施 (試行件数：トンネル工事1件)
- 令和元年度 鋼橋上部工事に適用 (試行件数：トンネル工事2件、鋼橋上部工事1件)
- 令和2年度 PC工事に適用 (試行件数：トンネル工事1件、鋼橋上部工事1件、PC工事1件)
- 令和3年度 (試行件数：トンネル工事1件、PC工事1件)
- 令和4年度は、3件程度実施予定

テーマの例：「DX技術等を活用したトンネル(NATM)の計測管理の効率化手法」に関する技術提案

#### 最新技術の導入イメージ

- ①各種センサーを活用した自動測定技術
- ②坑内環境でのデータ伝送技術
- ③計測データの評価の自動化技術
- ④デジタルツインを用いた遠隔臨場システム 等





### ④ 生産性向上の取組を評価する試行(生産性向上に関する技術提案を評価) **【新規】**

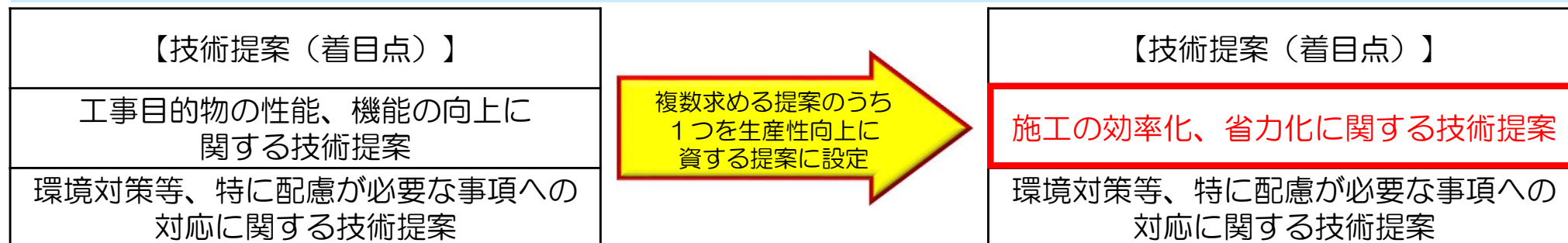
- 国土交通省では、建設現場の生産性を向上させる「i-Construction」の推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野の「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」のより一層の生産性向上の推進が課題とされている。
- こうした状況を踏まえ、入札時の総合評価(技術提案評価型S型)において、ICT活用等による生産性向上の取組に関する技術提案を求める試行を実施する。

#### 【実施内容】

試行対象工事：技術提案評価型S型で発注する工事のうち、下記のいずれかに該当するもの。

- ・入札参加者が多く見込まれる工事
- ・同一工種の施工量が多いなど生産性向上の効果が大きいと想定される工事

実施方法：テーマ(課題)に対して複数の求める提案(着目点)のうち1つを、生産性向上に資する提案(着目点)として設定。



#### ■技術提案項目(例)

- ・施工の効率化、省力化に関する技術提案
- ・労働環境の改善に関する技術提案
- ・情報通信技術(ICT)の活用等による生産性向上に関する技術提案 等

### ⑤ 新技術を活用した生産性向上への取組み 【新規】

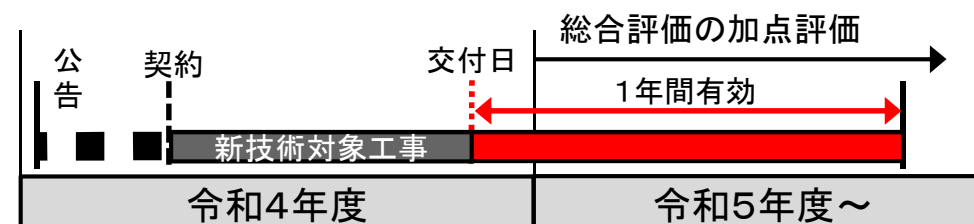
- 四国地方整備局では、令和2年度より直轄工事における新技術推進※に取り組んでおり、令和3年度からは発注者指定型の対象を拡大している。※対象工事は土木工事、電気通信工事、機械設備工事
- 新技術を活用した効果的な生産性向上の取組みを促進するために、生産性が向上したことを証明した企業に対して「実績証明書」を交付。
- 令和5年度の総合評価から、「実績証明書」を提出した企業に加点評価を行う。

#### 交付基準

- 令和4年4月1日以降に公告した本官工事で、新技術活用の推進した工種が対象。
- 工事完成后6ヶ月以内に在来方法と比較し、日報入力システム等を用いて、生産性が向上したことを受注者自らが数値で証明すれば、達成率に応じた「実績証明書」を交付。
- 受注企業ごと1工事で1工種1回限りとし、評価点の加算はしない。また新技術推進のICT活用型は、ICT活用証明書とどちらか一方だけを選択する。

#### 実績証明書の交付と加点評価

- 実績証明書の有効期限は、交付日から1年間有効。
- 令和5年度の総合評価から加点評価を実施。



#### ■その他企業評価

評価項目	評価基準	配点	評価点
生産性向上実績	生産性向上の達成率4割の実績証明書あり	5	/5
	生産性向上の達成率3割の実績証明書あり	3	

# 3. 持続性のある地域建設業の育成

## 3. 持続性のある地域建設業の育成 【試行一覧】

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	R4実施方針	
①	建設マスターの評価	工事の品質確保 担い手の中長期的な育成・確保	「建設マスター・建設ジュニアマスター」の現場従事技能者の配置を評価	マスター：5点 ジュニア：3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案評価型(WTO除く)</li> <li>施工能力評価型</li> </ul>	継続	
②	登録基幹技能者の評価	現場での 「品質・安全・工程管理」の向上に寄与する	「登録基幹技能者」の配置を評価		5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案評価型(WTO除く)</li> <li>施工能力評価型</li> </ul>	継続
③	河川維持管理技術者等の評価	異常気象時における状況把握等 「河川巡視工」を行う河川維持工事の品質確保	「河川維持管理技術者・河川点検士」の配置を評価	河川維持管理技術者：5点 河川点検士：3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川維持修繕工事</li> <li>河川災害復旧工事</li> </ul>	継続	
④	自治体実績評価型	直轄実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保する	県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に評価		施工能力評価型Ⅱ型 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般土木工事C等級</li> <li>維持修繕工事</li> </ul>	継続	
⑤	チャレンジ型	直轄・県実績が無く（少なく）新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保する	工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事実績、近隣地域の施工実績等のみで評価		施工能力評価型Ⅱ型 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築</li> <li>機械</li> <li>電気設備</li> <li>維持工事</li> </ul>	継続	
⑥	(橋梁上部) 橋梁補修工事等の施工実績を評価	橋梁補修工事等の実績を有する企業の知識が新設構造物（橋梁）の長期にわたる品質確保に寄与する	過去4年度間の橋梁補修工事等の実績を評価	四国地整実績：5点 四国四県実績：3点 四国内市町村：1点	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼橋上部工事</li> <li>PC橋上部工事</li> </ul> ※いずれもWTOを除く	継続	
⑦	(橋梁下部) 橋梁補修工事、経常維持工事の施工実績を評価		過去4年度間の橋梁補修工事・経常維持工事の実績を評価	四国地整実績：3点 四国四県実績：2点	一般土木工事C等級 ※橋梁下部工事（新設）に限る	継続	
⑧	経常維持工事の施工実績（企業）を評価	経常維持工事の実績を有する企業の技術力・マネジメント力が経常維持工事以外でも寄与する	過去4年度間の経常維持工事の企業実績を評価	3点	一般土木工事C等級 ※橋梁下部工事（新設）を除く	継続	
⑨	経常維持工事の施工実績（技術者）を評価		評価する施工実績：過去4年度間の経常維持工事（専任期間）の技術者実績 資格要件：経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件の同種工事の施工実績を同等とみなす 評価方法：経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い工事」として評価	一般土木工事C等級	継続		

# 1. 担い手の確保による働き方改革の推進

## ① 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価 【継続】

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「建設マスター(優秀施工者：国土交通大臣顕彰)」又は「建設ジュニアマスター(青年優秀施工者：土地・建設産業局長顕彰)」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

なお、**建設マスター・登録基幹技能者の評価**について、優秀な現場従事技能者の活用を図る目的が同じであるため、**令和4年度から重複評価を行わない。**

### 【実施内容】

- 試行対象工事 : 「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」へ適用。
- 評価方法 : 総合評価の「その他企業評価」で加点評価(最大5点)
- 評価対象者 : 対象工種の施工期間全てに従事できる、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置が有る場合、加算点付与の対象とする。
- 申請時提出資料 : 申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。  
※契約後に監督職員が「顕彰状」及び「技能職種」の確認を実施する。

### ■ 評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5	/5
	建設ジュニアマスターを活用する	3	

### ◆ 近年の取り組み

- ・ 令和3年度(試行開始) 実施件数180工事(全参加者611者、活用品者113者うち受注者41者)  
(12月末時点契約済み工事)
- ・ **令和4年度も継続**



# 3. 持続性のある地域建設業の育成

## ② 登録基幹技能者の配置に関する加点措置【継続】

熟達した作業能力と豊富な知識を持ち、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた「登録基幹技能者」について、WTO工事を除く全工事において引き続き加点評価を実施する。

なお、建設マスター・登録基幹技能者の評価について、優秀な現場従事技能者の活用を図る目的が同じであるため、令和4年度から重複評価を行わない。

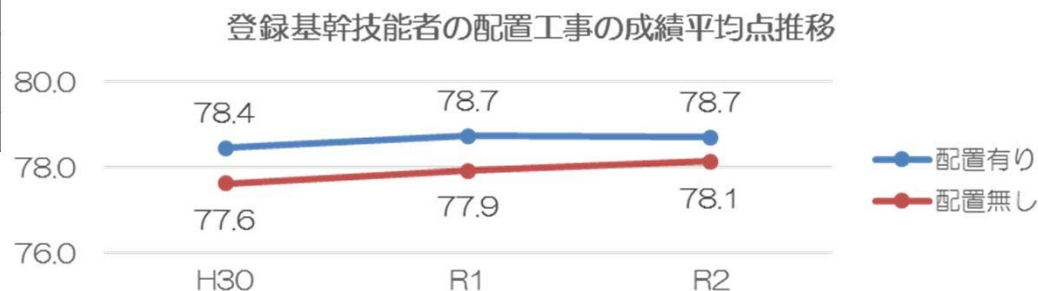
### 近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
平成30年度	351	1673	1227	246	試行開始
令和元年度	420	1510	1089	263	
令和2年度	451	1574	1158	310	
令和3年度	220	712	488	145	12月末時点

令和4年度も継続

工事成績について、登録基幹技能者の配置工事と配置無し工事を比較した結果、配置工事の成績が高く品質の確保に機能している。

■ その他企業評価において加点評価  
● 登録基幹技能者の活用 → 5点(加点)



## ③ 堤防維持工事等において河川維持管理技術者等を評価する工事【継続】

台風や地震等の異常気象時における河川管理施設の状況把握等、特別な巡視である「河川巡視工」を行う河川維持工事において、地域の河川に熟知し、維持管理についての的確な状態の把握と対応の提案を行うことの出来る「河川維持管理技術者等」の評価を引き続き実施する。

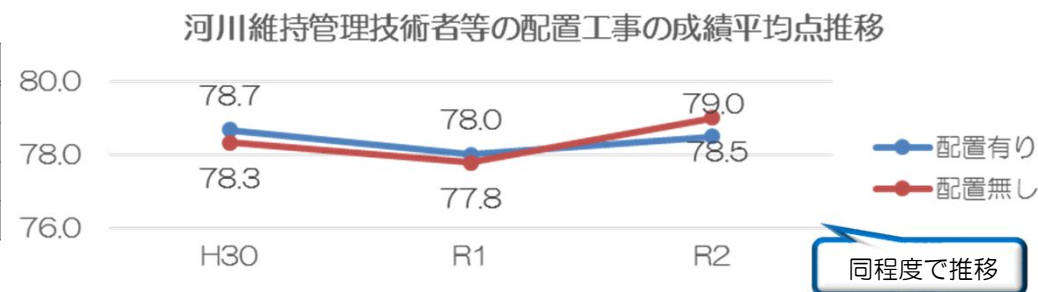
- ◆ 一般財団法人河川技術者教育振興機構の以下の資格試験(H27年度創設)に合格し、登録した者
  - 河川維持管理技術者：河川の維持管理に求められる応用的技術や経験を有するほか、地域の河川に関する知識・経験を有する技術者
  - 河川点検士：河川の維持管理における点検等に関する基本的技術・経験を有する技術者

■ その他企業評価において加点評価  
● 河川維持管理技術者の活用 → 5点(加点)  
● 河川点検士の活用 → 3点(加点)

### 近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
平成30年度	51	170	28	9	試行開始
令和元年度	27	60	21	9	
令和2年度	16	29	10	6	
令和3年度	10	14	6	5	12月末時点

令和4年度も継続



同程度で推移

## ④ 自治体実績評価型(試行)【継続】

近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保することを目的として、企業及び技術者評価の工事成績において県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行を実施する。

### ◆近年の取り組み

- 平成27年度から試行を実施
- 平成30年度は、実施件数24件（全参加者87者 活王者8者 うち受注者2者）
- 平成31年度からは、直轄と自治体に差がある評価項目を見直し、更に同等性を向上させるため、維持修繕工事にも適用を拡大
- 令和元年度は、実施件数56工事（全参加者117者 活王者21者 うち受注者9者）
- 令和2年度は、実施件数74工事（全参加者183者 活王者22者 うち受注者8者）
- 令和3年度（12月末時点契約済み工事）は、実施件数28工事（全参加者73者 活王者14者 うち受注者5者）
- **令和4年度も継続**

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価型の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	-
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

●直轄と自治体を同等に評価する。

●評価項目として設定しない。



### 3. 持続性のある地域建設業の育成

#### ⑤ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行【継続】

直轄実績や県実績が無く(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う試行を実施する。

##### 【実施内容】

- 参加者が少ないことが想定される建築、機械、電気設備、維持工事を想定。
- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減のため、「簡易な施工計画」を求めない。

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜



【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験※	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績※	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜

##### ◆近年の取り組み

- 令和元年度 実施件数 4工事  
(全参加者20者 新規参入者1者  
うち受注者1者)
- 令和2年度 実施件数 6工事  
(全参加者18者 新規参入者1者  
うち受注者0者)
- 令和3年度  
(12月末時点契約済み工事)  
実施件数 2工事  
(全参加者12者 新規参入者8者  
うち受注者1者)
- 令和4年度も継続

評価項目として  
設定しない。

※直轄と自治体の評価に差がある評価項目

### 3. 持続性のある地域建設業の育成

#### ⑥ 橋梁補修工事等の施工実績を評価する試行(橋梁上部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の鋼橋上部工事・PC橋上部工事において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは、四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁上部の補修または耐震補強を行った工事の実績

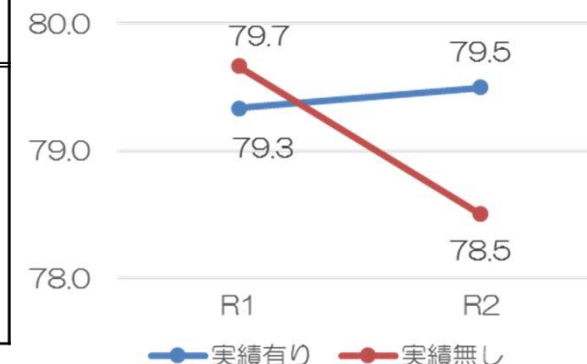
#### 【実施内容】

- 試行対象工事 : 鋼橋上部工事、PC橋上部工事(いずれも新設。WTO対象案件を除く。)  
 評価する補修工事等 : 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁補修工事等  
 評価方法 : 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価(最大5点)

#### ■その他企業評価「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	5	/ 5
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	
	四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	1	

橋梁補修工事等の実績有り工事の成績平均点推移



#### ◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活王者	うち受注者	備考
令和元年度	15	77	38	12	試行開始
令和2年度	7	51	16	5	四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績にも適用拡充 12月末時点
令和3年度	9	50	28	9	

令和4年度も継続

工事成績について、橋梁補修工事等の実績有り工事と実績無し工事を比較した結果、実績有り工事の成績が高く品質の確保の効果が見られる。

### 3. 持続性のある地域建設業の育成

#### ⑦ 橋梁補修工事、経常維持工事の施工実績を評価する試行(橋梁下部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の一般土木工事C等級（橋梁下部工事に限る）において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは以下の工事のいずれかの実績

- ・ 橋梁補修工事（四国地整・四国四県）： 橋梁の補修または耐震補強を行った工事
- ・ 経常維持工事（四国地整のみ）： 年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

#### 【実施内容】

- 試行対象工事： 一般土木工事C等級（橋梁下部工事（新設）に限る。）  
 評価する補修工事等： 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県発注の橋梁補修工事等  
 評価方法： 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大3点）

#### ■ その他企業評価「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	/ 3
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	2	

#### ◆ 近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者	備考
令和2年度	31	176	110	21	試行開始
令和3年度	11	49	35	7	12月末時点

令和4年度も継続

#### 橋梁補修工事等の実績有り工事の成績平均点

	令和2年度
実績有り	78.2点
実績無し	78.0点

工事成績について、橋梁補修工事等の実績有り工事と実績無し工事を比較した結果、実績有り工事の成績が高く品質の確保の効果が見られる。

### 3. 持続性のある地域建設業の育成

#### ⑧ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行【継続】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。施工する企業には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する企業は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工実績を新規発注工事の総合評価で加点評価を行う。

※経常維持工事（四国地整）：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

#### 【実施内容】

試行対象工事：一般土木工事C等級  
 評価する施工実績：過去4年度間に元請けとして施工した四国地整発注の経常維持工事  
 評価方法：経常維持工事の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（3点）

#### ■ その他企業評価 「経常維持工事の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
経常維持工事の施工実績の有無	四国地整発注の経常維持工事の施工実績あり	3	/ 3

#### ◆ 近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者	備考
令和2年度	56	224	52	16	試行開始
令和3年度	11	18	0	0	12月末時点

令和4年度も継続



# 3. 持続性のある地域建設業の育成

## ⑨ 経常維持工事の施工経験（技術者）を評価する試行【継続】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。従事する主任（監理）技術者（以下「技術者」という）には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する技術者は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工経験を新規発注工事での同種工事の施工実績として扱う試行を、一般土木工事C等級において実施する。

経常維持工事での継続的な担い手確保、並びに従事した技術者が他工事で活躍することが期待される。

※経常維持工事：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

### 【実施内容】

- 試行対象工事：一般土木工事C等級
- 評価する施工実績：過去4年度間に、元請けの技術者として施工した四国地整発注の経常維持工事（専任期間）
- 資格要件：経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件（技術者）の同種工事の施工実績を同等とみなす
- 評価方法：経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い工事」として評価（下表参照）

### ◆近年の取り組み

- 令和2年度から試行を実施。実施件数94工事
- 令和3年度（12月末時点契約済み工事）実施件数30工事
- 令和4年度も継続

### ■同種工事の施工経験

平成18年度以降の主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験、又は平成18年度以降の経常維持工事の施工経験		直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任（監理）技術者等	より同種性の高い工事、又は経常維持工事の施工経験	10.0	7.0	5.0	3.0	0.0
	同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
担当技術者	より同種性の高い工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
	同種性が認められる工事	5.0	3.0	1.0	0.0	0.0

### ■同種工事の工事成績評価通知による評定点

平成25年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点、又は平成25年度以降の経常維持工事の評定点	直轄工事において主任（監理）技術者等		直轄工事において担当技術者又は四国四県発注工事において主任（監理）技術者等	
	より同種性の高い工事、又は経常維持工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点未満 78点以上	25.0	15.0	15.0	5.0
78点未満 76点以上	20.0	10.0	10.0	0.0
76点未満 74点以上	15.0	5.0	5.0	0.0
74点未満 72点以上	10.0	0.0	0.0	0.0
72点未満 70点以上	5.0	0.0	0.0	0.0
70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0

※経常維持工事の施工経験は「より同種性の高い工事」として評価する。

# 4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

## 4. 仕事の効率化による働き方改革の推進 【試行一覧】

試行項目		背景・目的	試行内容	対象案件	R4実施方針
①	余裕期間制度	余裕のある工期設定により、「技術者の確保、建設資材・建設労働者の確保、施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能	(発注者指定方式) 発注者が工事の始期を指定する方法 (任意着手方式) 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事の始期を選択する方法 (フレックス方式) 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法	全工事	継続
②	一括審査方式	競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上	1グループ最大3件までの工事を一括公告し、同じ競争参加資格確認資料により一括審査を行う  令和4年度から、分任官工事において複数事務所（同一地区）にも採用を拡大し実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（分任）支出負担行為担当官が同一である工事</li> <li>・目的、内容、技術力審査、評価の項目が同じ工事</li> <li>・工事種別、等級区分が同一の工事 など</li> </ul>	拡充
③	段階選抜方式（簡易確認型）	技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減	(段階選抜方式) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次審査：「技術者評価・企業評価・技術提案①」の評価により上位15位までを絞り込み</li> <li>・ 2次審査：「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価（15社程度）により総合評価を実施</li> </ul> (段階選抜方式（簡易確認型）) 一次審査で提出する60枚程度の技術資料等（技術提案書は除く）を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する	WTOの一般土木（トンネル等）	継続
④	技術提案・交渉方式（ECI）	仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能	優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者が最適な仕様を設定できない工事</li> <li>・ 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事</li> </ul>	継続



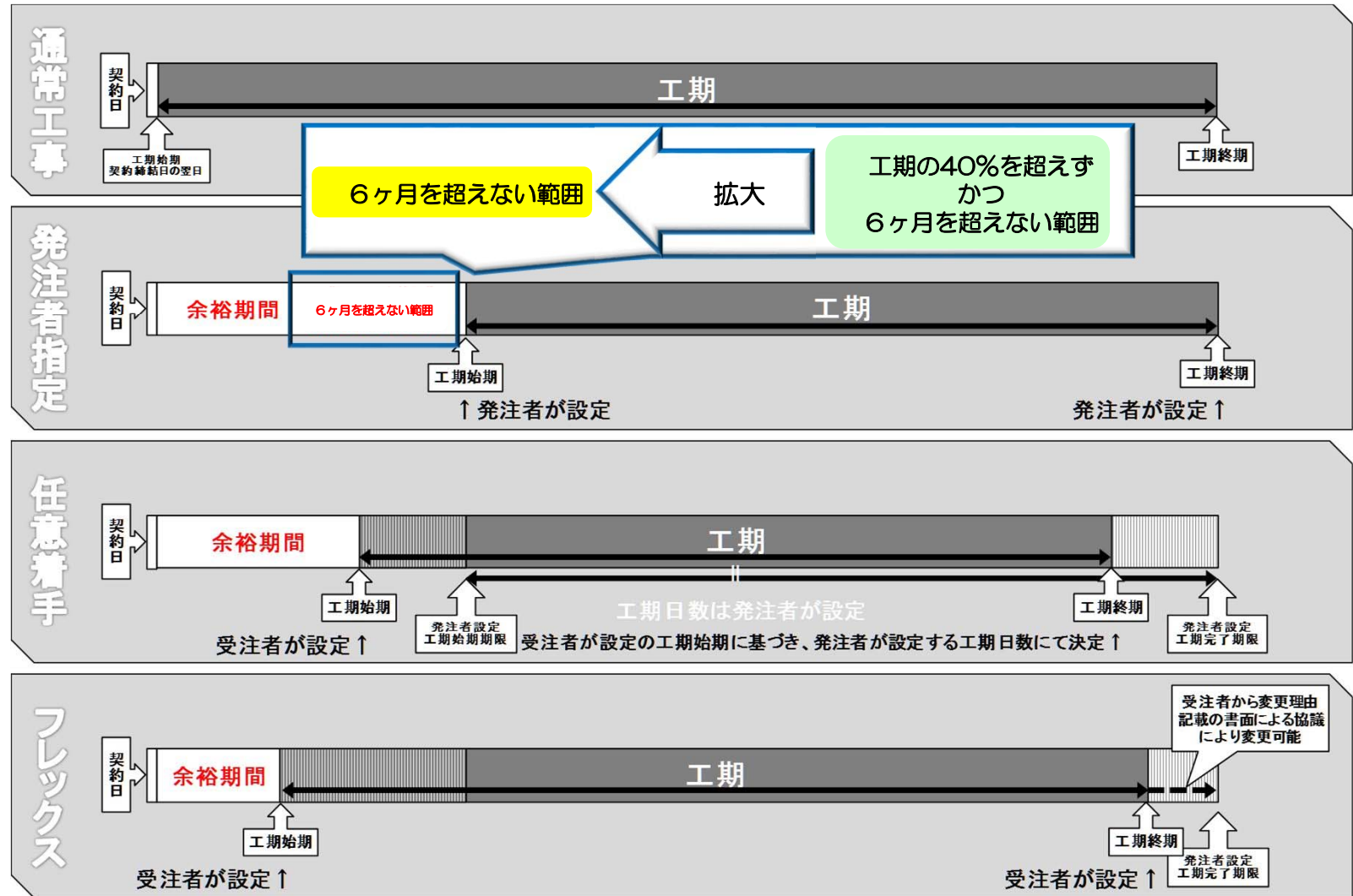
# 4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

## ① 余裕期間制度（試行）【継続】

余裕のある工期設定により、「技術者の確保」、「建設資材・建設労働者の確保」、「施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能となることから、引き続き当該制度の試行を継続する。

### 近年の取り組み

- ◆ 令和元年度実施件数
  - ・ 発注者指定 18件
  - ・ 任意着手 25件
  - ・ フレックス 9件
  
- ◆ 令和2年度実施件数
  - ・ 発注者指定 55件
  - ・ 任意着手 119件
  - ・ フレックス 71件
  
- ◆ 令和3年度実施件数  
 （12月末時点契約済み工事）
  - ・ 発注者指定 25件
  - ・ 任意着手 67件
  - ・ フレックス 34件
  
- ◆ 令和4年度も継続



※本省通知「余裕期間制度の活用について」等では、余裕期間+工期=全体工期、工期=実工期(実工事期間)、工期始期=工事の始期と表現しております。

## ②一括審査方式(試行) 【拡充】(分任官工事において複数事務所(同一地区)にも採用を拡大)

競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上を目的とした一括審査方式に取り組む。

本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めつつ、積極的に試行を継続する。

令和元年度から、本官工事において異なる事務所間の工事にも採用を拡大し実施。

令和2年度から、発注見通しの公表時に一括審査対象工事のグループの明示し、対象工事の明確化を実施。

令和4年度から、分任官工事において複数事務所(同一地区)※にも採用を拡大し実施する。

### 発注見通しの公表イメージ【令和2年度から】

[○○河川国道事務所]  
工事名：令和2年度 ○○改良工事  
1) 工事種別：一般土木工事  
(中略)  
6) その他：その他適用事項等  
・一括審査方式(道路1)

[○○河川国道事務所]  
工事名：令和2年度 ●●改良工事  
1) 工事種別：一般土木工事  
(中略)  
6) その他：その他適用事項等  
・一括審査方式(道路1)

一括審査のグループを明示

### ※ 複数事務所(同一地区)の具体例

- 大洲ブロック：大洲河川国道事務所  
山鳥坂ダム工事事務所  
肱川緊急治水対策河川事務所
- 高知ブロック：高知河川国道事務所  
土佐国道事務所  
大渡ダム管理所
- 中村ブロック：中村河川国道事務所  
渡川ダム統管理事務所

### ◆近年の取り組み

- ・平成25年度から試行を実施。
- ・令和元年度 (分任官26組56件、本官2組4件)
- ・令和2年度 (分任官42組88件、本官2組4件)
- ・令和3年度 (分任官16組34件、本官1組2件)  
(12月末時点契約済み工事)
- ・令和4年度も継続

### ③段階選抜方式【継続】(簡易確認型発注方式の試行)

技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。

競争参加者、発注者双方のさらなる負担軽減として、一次審査で提出する60枚程度の技術資料等（技術提案書は除く）を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する試行を実施する。

令和4年度は、WTO対象の一般土木（トンネル等）で4件実施予定である。

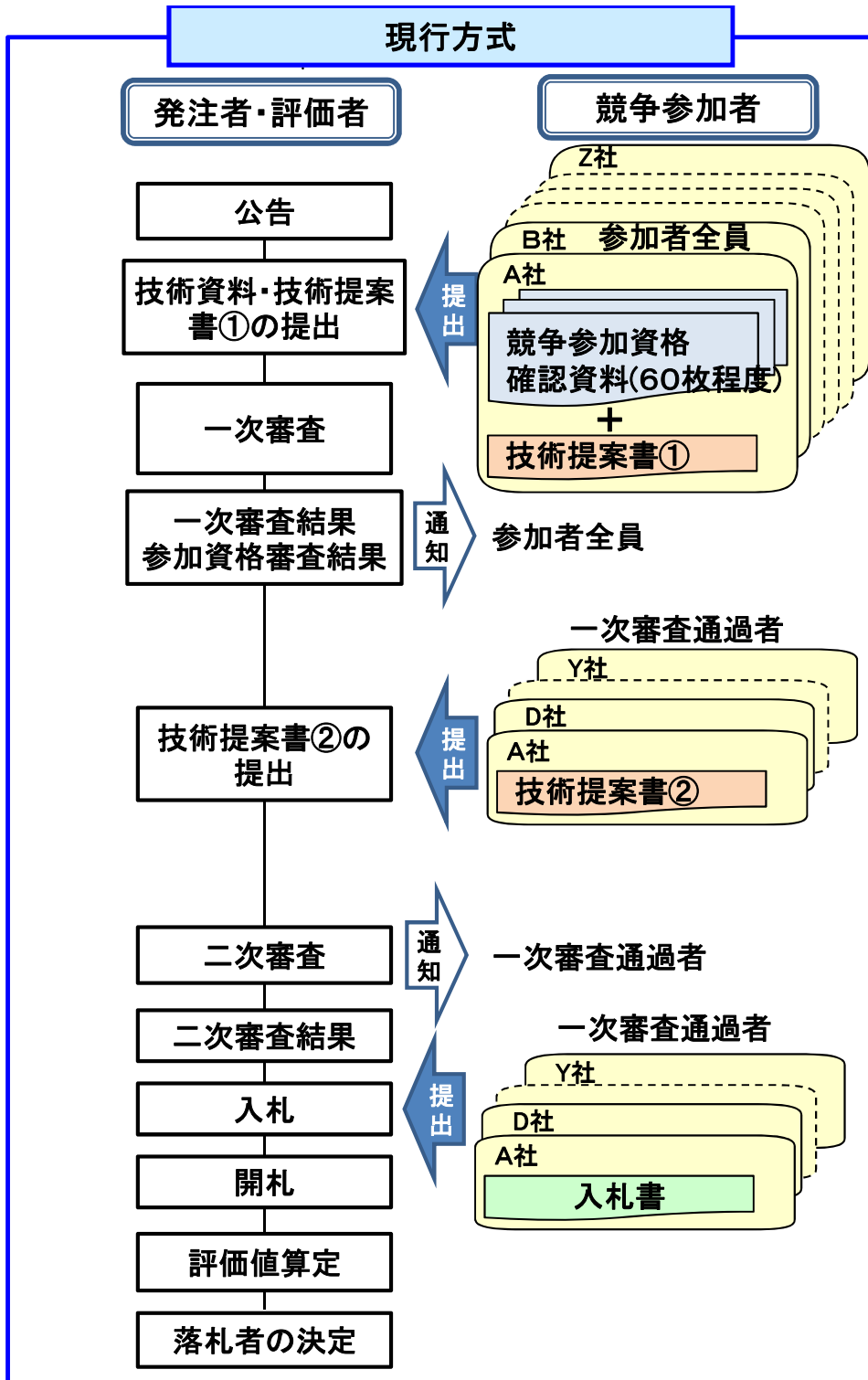
#### 【段階選抜方式とは】

- 1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案①」の評価により上位15位までを絞り込み。
- 2次審査は、「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価（15社程度）により総合評価を実施。

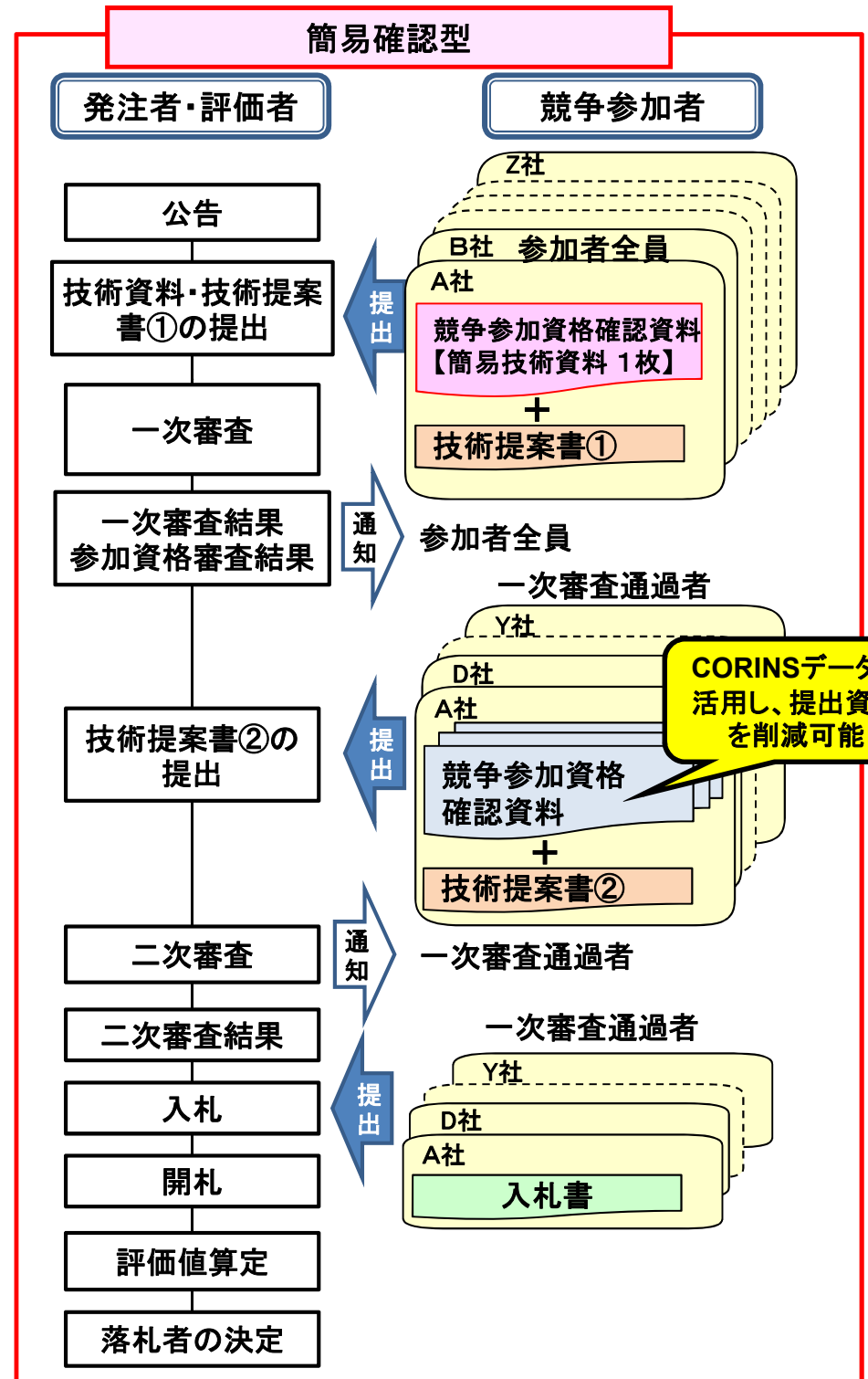
#### ◆近年の取り組み

- 段階選抜方式については、平成22年度から実施しており、令和3年度は2件実施。
- 令和元年度から、配置予定技術者に求める同種工事の施工経験を3件から1件に緩和。
- 令和2年度から、一次審査に「簡易技術資料」を導入し、事務負担を軽減。  
また、二次審査時に提出を求める技術資料は、CORINSデータを活用することで、提出書類の削減をすることができることとする。
- 令和4年度も継続

現行方式



簡易確認型





## ④技術提案・交渉方式【継続】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が規定され、平成28年度より全国で適用が開始されている。四国地方整備局においても、令和元年度に高知県内の橋梁補修工事、令和2年度に砂防堰堤工事、**令和3年度にダム工事に適用**しており、今後も積極的に適用する。

### 1. 適用工事

#### ① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

#### ② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

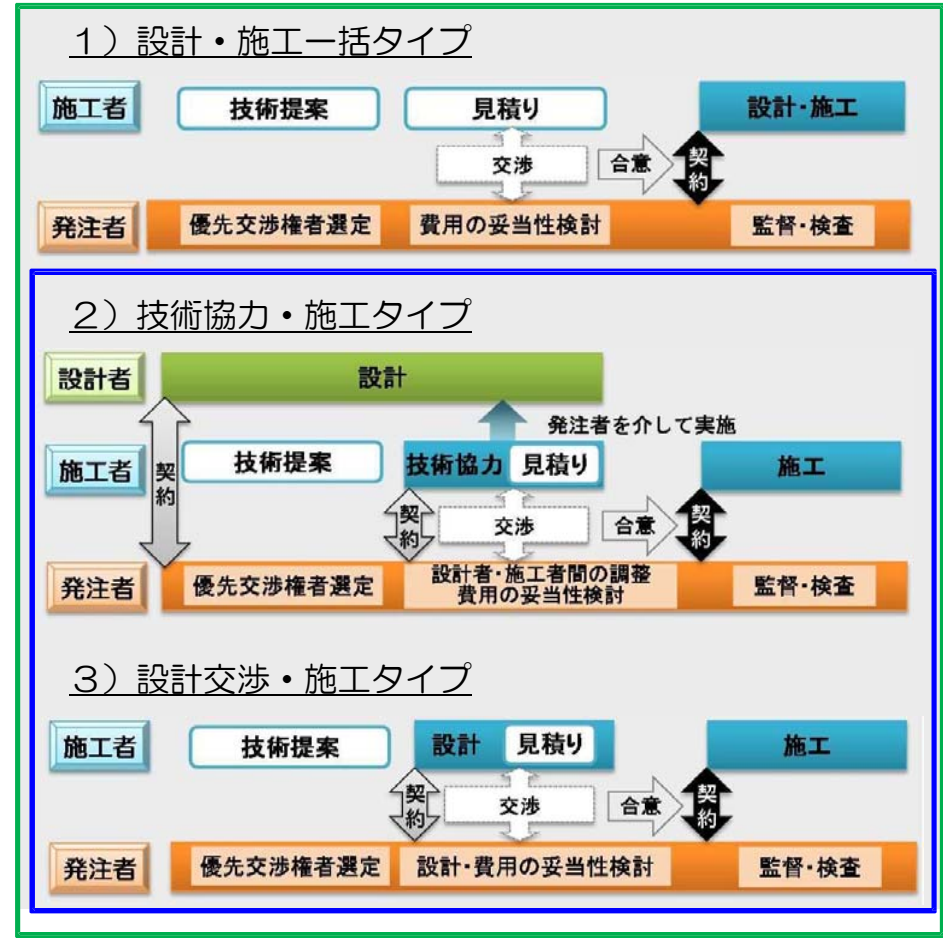
例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

### 2. 契約タイプとして3つの類型から選定

- 1) 設計・施工一括タイプ  
⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結
- 2) 技術協力・施工タイプ (ECI※)  
⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結
- 3) 設計交渉・施工タイプ (ECI※)  
⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い 施工 の契約を締結

※Early Contractor Involvementの略

各契約タイプにおける手続の流れ





## 5. 賃上げを実施する企業に対する加点評価【新規】

緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。

### 【実施内容】

- 適用対象** : 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての工事。  
但し、令和4年2月1日以降に公告する調達案件とする。
- 加点評価** : 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。  
加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。  
加点割合は5%以上。（賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明）
- 実績確認等** : 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。  
（賃上げ加算点に1点を加えた減点）

### ■総合評価の加点

	加算点合計	配点	加点後加算点合計	加点割合
技術提案評価型S型（WTO）	60	4	／64	6%（≧5%）
技術提案評価型S型（WTO以外）	50	3	／53	6%（≧5%）
施工能力評価型Ⅱ型	30	2	／32	6%（≧5%）

■詳細についてはこちら（四国地方整備局HP）

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/katensochi.html>

【業務】  
令和4年度  
総合評価落札方式等実施方針

---



業務成果の品質を確保するため、価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式やプロポーザル方式の拡充を図るとともに、四国の地域性を踏まえ、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

## 【現状の分析結果】

### ◆受注状況

○受注業務が一社に集中する状況にはないが、土木関係建設コンサルタント業務においては入札参加業者数が減少傾向にある。

### ◆品質の確保

○発注方式別、工種別の業務成績は上昇傾向となっており、技術力の評価が品質確保において有効に機能している。

### ◆担い手の確保

○年齢別役職における業務成績平均点では、年齢・役職における業務成績の差異は見られず、若手・ベテラン問わず、品質が確保されている事が確認された。

### ◆その他、現状の評価項目等の分析

○評価点獲得率が高いほど業務成績も高い傾向があることが確認できた。これら評価点の設定が品質に有効に機能している。

○各評価項目及び配点は、落札者の優位性が担保される評価内容となっている。

## 【令和4年度実施方針】

- ◆引き続き、「担い手確保の推進」、「持続性のある地域企業の育成等」、「品質確保・生産性向上の推進」、「受発注者双方の入札契約手続きの効率化・改善等」等の各種取り組みを実施する。

黒文字:継続 青文字:拡充・見直し 赤文字:新規 紫文字:廃止

## 1. 担い手確保の推進

- ①-1 管理(主任)補助技術者の配置【若手支援タイプⅠ】  
(45歳以下の管理(主任)技術者について管理(主任)補助技術者を配置可能とし、管理(主任)補助技術者を評価)
- ①-2 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢による加点)【若手支援タイプⅡ】  
(管理(主任)管理技術者の年齢及び女性技術者の配置により加点評価)
- ①-3 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢制限)【若手支援タイプⅢ】  
(管理(主任)技術者の参加要件を45歳以下に設定)
- ②-1 建設シニアからの技術継承を促す試行(60歳以上の担当技術者の配置を加点評価)
- ②-2 建設シニアの活用を促す試行(照査技術者の配置要件の見直し)
- ③ 海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式

## 2. 持続性のある地域企業の育成等

- ④ 自治体(県)実績評価型の試行(四国4県の業務成績を評価)
- ⑤ 地域企業の活用促進(チャレンジ型)(企業・技術者の成績・表彰を評価しない)
- ⑥ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行  
(簡易公募総合評価落札方式(簡易型)の業務成績評価を四国地整の実績で評価)
- ⑦ 四国実績を重視した業務(プロポーザル方式)の試行(企業・技術者評価において四国地整の実績で評価)
- ⑧ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価

黒文字:継続 青文字:拡充・見直し 赤文字:新規 紫文字:廃止

### 3. 品質確保・生産性向上の推進

- ⑨-1 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用(国土交通省登録技術者資格(民間資格)を加点評価)
- ⑨-2 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用(国土交通省登録技術者資格(民間資格)を加点評価)【拡大】
- ⑩ 国土交通省登録資格の評価 (組合せ加点の試行)【新規】
- ⑪ 学会表彰の活用 (四国に支部のある学会表彰を加点評価)
- ⑫ i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)を局長表彰と同等評価
- ⑬ 事業促進PPP、PM、CM業務実績の加点評価(過去10年間の管理(主任)技術者、担当技術者実績を加点評価)

### 4. 受発注者双方の入札契約手続きの効率化・改善等

- ⑭ 一括審査方式の試行(発注見通し公表でのグループ明示)
- ⑮ 技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧【新規】
- ⑯ 簡易な実施方針の評価基準の見直し
- ⑰ 出産・育児等による休業期間の評価 (技術者評価対象期間に当該休業期間を加算)
- ⑱ 業務成績評価の対象期間の見直し

### 5. 賃上げを実施する企業に対する加点評価

- ⑲ 賃上げを実施する企業に対する加点評価【新規】



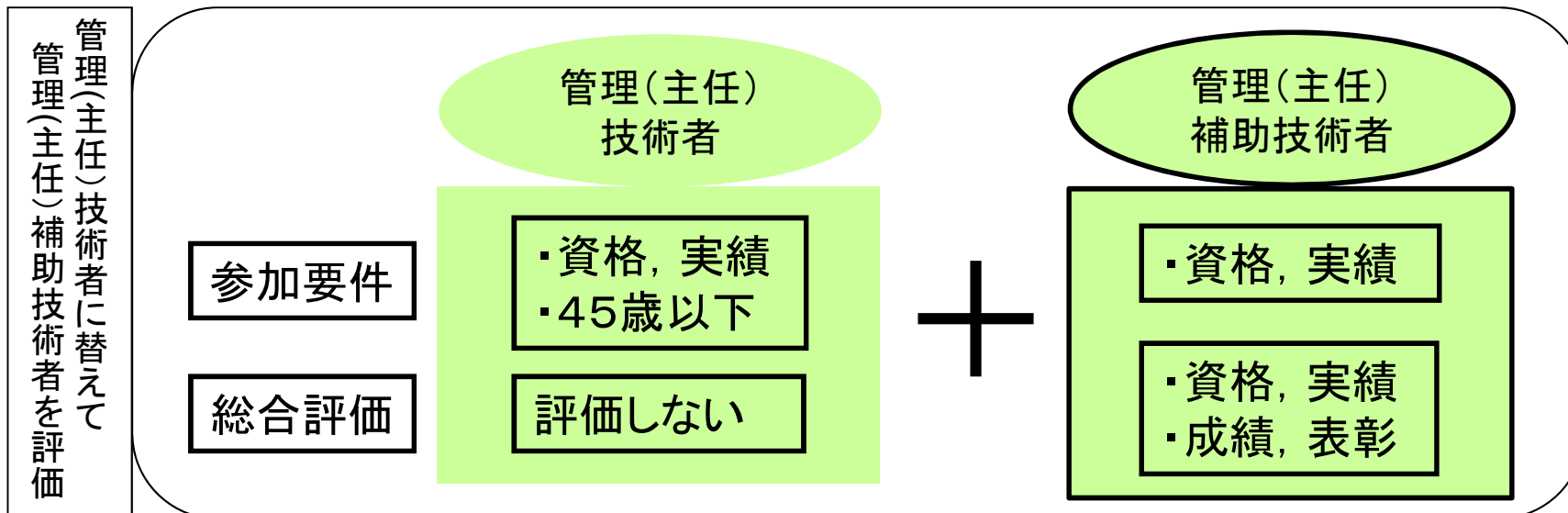
# 1. 担い手確保の推進 [試行メニュー]

試行メニュー		背景・目的	試行内容	対象案件	R4実施方針
①	若手タイプⅠ	建設業における担い手の確保・育成、技術力の向上、女性の定着促進に向けた建設産業行動計画の一環として、若手技術者及び女性技術者の登用促進を図るもの。	45歳以下の管理（主任）技術者を配置する際は、管理（主任）補助技術者1名を追加配置可能	総合評価落札方式すべて	継続
	若手タイプⅡ		管理技術者平均年齢（48歳以下）または女性技術者（年齢は問わない）の管理（主任）技術者を配置する場合に加点評価	総合評価落札方式（簡易型） ※比較的、技術力を要しない測量設計業務、修正設計業務、詳細設計業務等を想定。	継続
	若手タイプⅢ		45歳以下の管理（主任）技術者の配置が参加要件		継続
②	建設シニアの技術継承を促す試行	ベテラン技術者の継続的な活躍の支援、また、豊富な知識・経験を若手技術者に継承することで、継続的な技術力維持を図るもの。	60歳以上の担当技術者を配置した場合に加点評価	プロポーザル方式 ※現場条件把握や施工計画立案等、技術者の経験が活用できるものを想定。	継続
	建設シニアの活用を促す評価方式		照査技術者の配置要件として、資格及び過去10年以内の同種・類似業務の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験に加え、過去5年以内の同種・類似業務の照査技術者としての実務経験も配置可能	プロポーザル方式・総合評価落札方式 ※照査技術者を配置する設計業務等を想定。	継続
③	海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本企業が海外展開を進める上での課題として、国内・海外の制度や環境の違いや、国内の公共工事等における海外実績の活用が困難な実態等から、技術者の国内・海外間の相互活用が進んでいない。</li> <li>このため、令和2年度から海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定する制度、認定を受けた技術者のうち特に優秀な技術者を表彰する制度を創設したところ。</li> <li>認定技術者をプロポーザル方式、総合評価落札方式にて評価することにより、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の国内の業務等への参加を促進し、国内技術者の海外工事等への参画を容易にすることで国内外での相互活用を推進するもの。</li> </ul>	<p>「海外認定・表彰制度」により国土交通大臣から認定・表彰された実績を国内実績と同等評価</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同種・類似実績（企業・技術者）</li> <li>表彰（技術者）</li> </ul>	プロポーザル方式・総合評価落札方式	継続

## ①-1 管理(主任)補助技術者の配置【若手支援タイプⅠ】 【継続】

【対象:総合評価落札方式(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として、参加表明書提出期限日時点で45歳以下の者を「管理(主任)技術者」として配置する際は、「管理(主任)補助技術者」1名を追加配置可能とする。 ※「管理(主任)補助技術者」は担当技術者として配置
- 配置予定技術者の評価は、「管理(主任)技術者」に替えて「管理(主任)補助技術者」の評価値を採用する。  
ただし、「管理(主任)技術者」が参加表明書提出期限日時点で46歳以上の場合、または「管理(主任)補助技術者」の経歴等及び同種・類似業務等の実績についての提出がない場合は、「管理(主任)技術者」の評価値を採用する。
- 「管理(主任)補助技術者」の資格要件, 実績要件, 手持ち業務量制限は、「管理(主任)技術者」と同じとする。
- 技術提案書のヒアリングを実施する場合は、「管理(主任)補助技術者」による説明・回答の補助を認める。



### ◆近年の取り組み

- 平成29年度 (試行開始) 総合評価落札方式の全ての業務に適用

実施件数	190業務	(全参加者	830者	活用人	94者	うち受注者	23者)
------	-------	-------	------	-----	-----	-------	------
- 平成30年度

実施件数	247業務	(全参加者	956者	活用人	106者	うち受注者	38者)
------	-------	-------	------	-----	------	-------	------
- 令和元年度

実施件数	229業務	(全参加者	880者	活用人	87者	うち受注者	34者)
------	-------	-------	------	-----	-----	-------	------
- 令和2年度

実施件数	313業務	(全参加者	1154者	活用人	98者	うち受注者	38者)
------	-------	-------	-------	-----	-----	-------	------
- 令和3年度 (12月末時点契約済み業務)

実施件数	237業務	(全参加者	804者	活用人	99者	うち受注者	40者)
------	-------	-------	------	-----	-----	-------	------
- 令和4年度も継続

## ①-2 配置予定技術者の年齢及び女性技術者配置の試行【若手支援タイプⅡ】 【継続】

【対象：総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点を実施する。
- さらに、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、従業継続を実現することを目的としつつ、技術力のある女性技術者の登用を目的に拡充するもの。
- 配置予定管理(主任)技術者において、若手技術者に加え女性技術者(年齢は問わない)の配置による加点評価を実施。
- 次式により加点評価を行う。  $加点 = 6点 - (年齢 - 37) \times 0.5点$   
 ※37歳以下の者は加点を6点とし、49歳以上の者は0点とする。  
 ※加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 ※例: 44歳の場合 加点2.5点 → 3点  
 ※女性技術者(年齢は問わない)を配置する場合は加点6点とする。

### ●参加表明時点

評価項目	評価着目点	総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
参加表明者の 経験及び能力 【企業】	資格・実績等	登録部門	5
		同種・類似 実績	10
	成績・表彰	成績	30
		表彰	5
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者 資格	10
		同種・類似 実績	5
		若手・女性	6
	成績・表彰	成績	30
		表彰	5
計		100	106

### ●技術提案時点

評価内容	評価着目点	総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
		同種・類似 実績	5
		CPD	2
	成績・表彰	成績	28
		若手・女性	6
実施方針	表彰	業務理解度	20
		実施手順	20
		その他	10
		計	100

### ◆近年の取り組み

- 平成30年度(試行開始)  
実施件数15業務(全参加者 45者 活用人35者 うち受注者13者)
- 令和元年度  
実施件数27業務(全参加者100者 活用人60者 うち受注者20者)
- 令和2年度  
実施件数17業務(全参加者 54者 活用人32者 うち受注者14者)
- 令和3年度(12月末時点契約済み業務)
  - ◆男性技術者  
実施件数16業務(全参加者 58者 活用人29者 うち受注者 9者)
  - ◆女性技術者(令和3年度より試行開始)  
実施件数16業務(全参加者 58者 活用人 5者 うち受注者 3者)
- 令和4年度も継続

#### 【参考①】

◎R3活用実績(四国内本店企業:2社、四国外:1社)

#### 【参考②】

◎技術系女性社員の割合、(一社)建設コンサルタンツ協会調べ

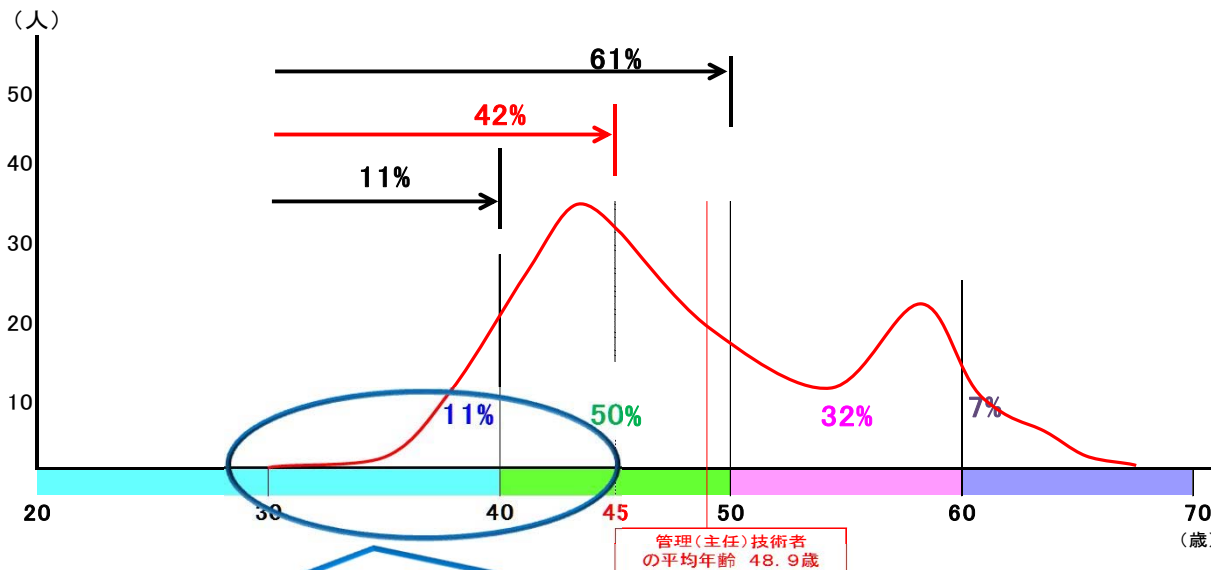
- ・全国:技術系社員数 男性21,843人(86%)、女性3,564人(14%) ※R3年2月調査結果
- ・四国支部:技術系社員数 男性775人(85%)、女性132人(15%) ※R1年度調査結果
- ◎管理職の技術系女性社員の割合
- ・全国:男性7,355人(97.4%)、女性197人(2.6%) ※R3年2月調査結果
- ・四国支部:男性177人(98.9%)、女性2人(1.9%) ※R1年度調査結果

## ①-3 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢制限)【若手支援タイプⅢ】 【継続】

【対象:総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 配置予定管理技術者の年齢に制限を設け、若手技術者の活躍の場を拡大する。
- 参加表明書提出期限日時点で45歳以下の配置予定管理(主任)技術者のみ参加可能とする。

■H27~29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



管理(主任)技術者の平均年齢は49歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには若手技術者(45歳以下:42%)の確保・育成が急務。

管理(主任)技術者

参加要件

- ・資格, 実績
- ・45歳以下

総合評価

- ・資格、実績
- ・成績、表彰

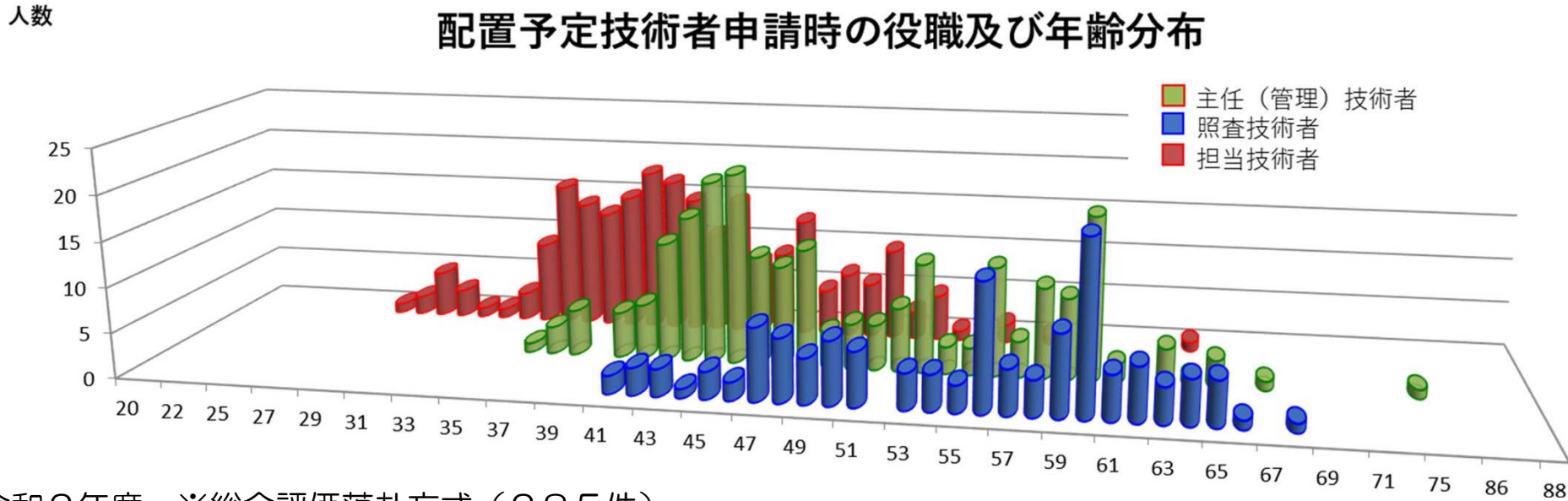
### ◆近年の取り組み

- ・令和元年度(試行開始)  
実施件数6業務(全参加者17者)
- ・令和2年度  
実施件数2業務(全参加者4者)
- ・令和3年度(12月末時点契約済み業務)  
実施件数3業務(全参加者9者)
- ・令和4年度も継続

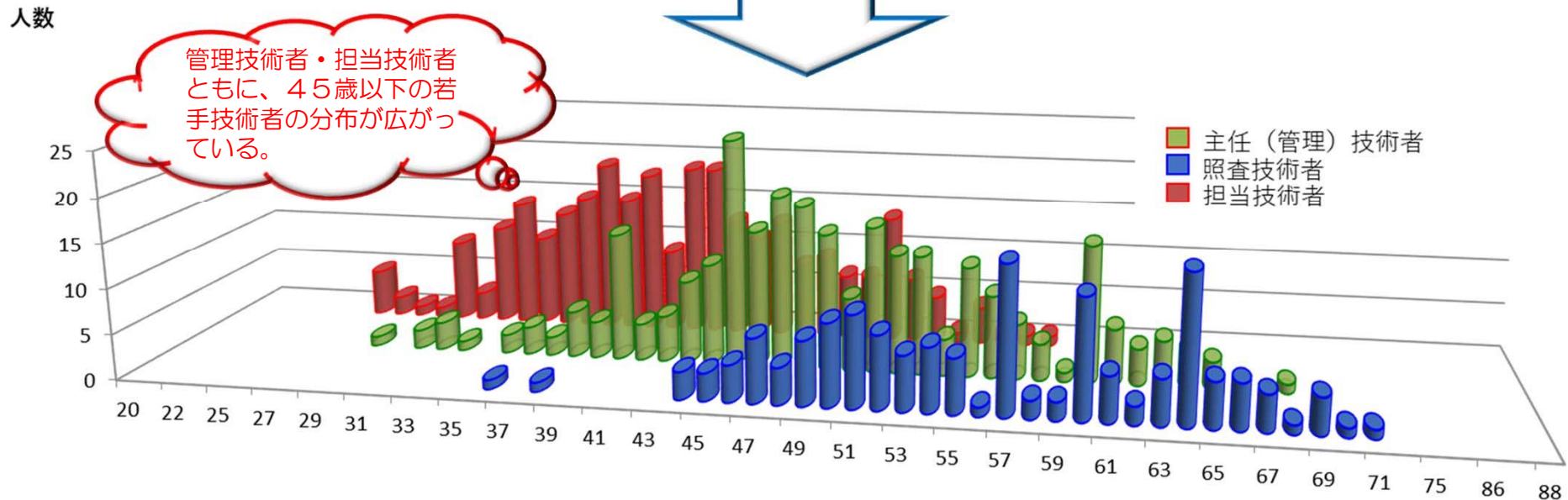


# 【参考】配置予定技術者の年齢分布の変化（総合評価落札方式）

■平成28年度（若手技術者の試行前） ※総合評価落札方式（230件）



■令和2年度 ※総合評価落札方式（285件）





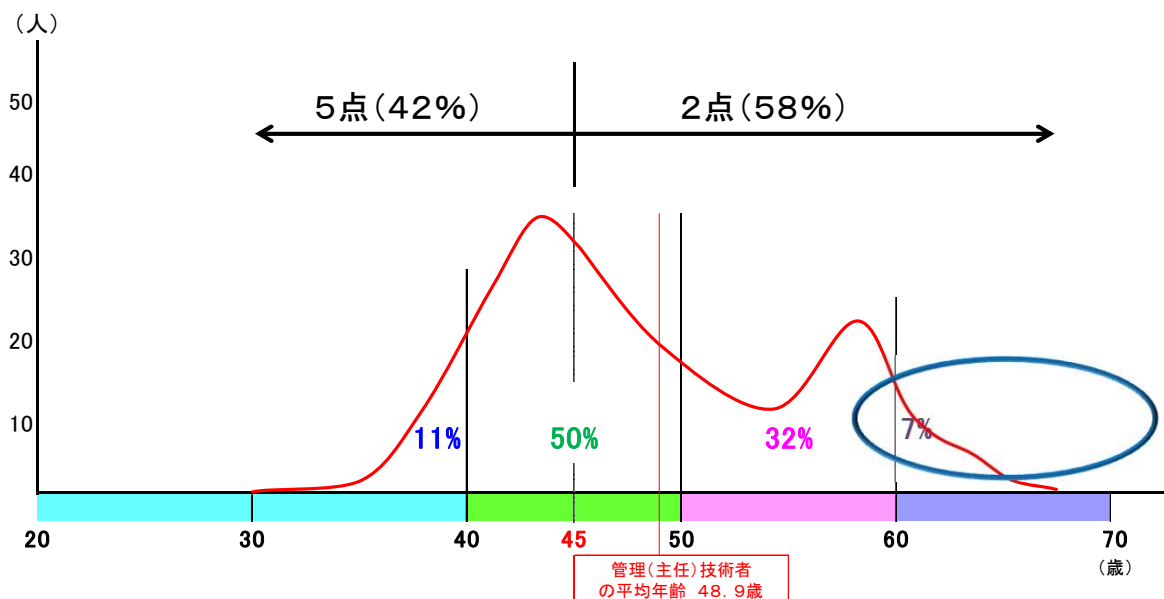
# 1. 担い手確保の推進

## ②-1 建設シニアからの技術継承を促す試行 【継続】

【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 建設シニアの豊富な知識・経験を若手技術者が継承することで、継続的な技術力維持を目的とする。
- 60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。

■H27～29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



### ◆加点条件

- ・60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。
- ・担当技術者は過去10年以内に管理(主任)技術者として、同種または類似の実績を有する者であること。
- ・配置予定管理技術者の年齢が45歳以下の場合は5点、45歳を超える場合は2点を加点する。

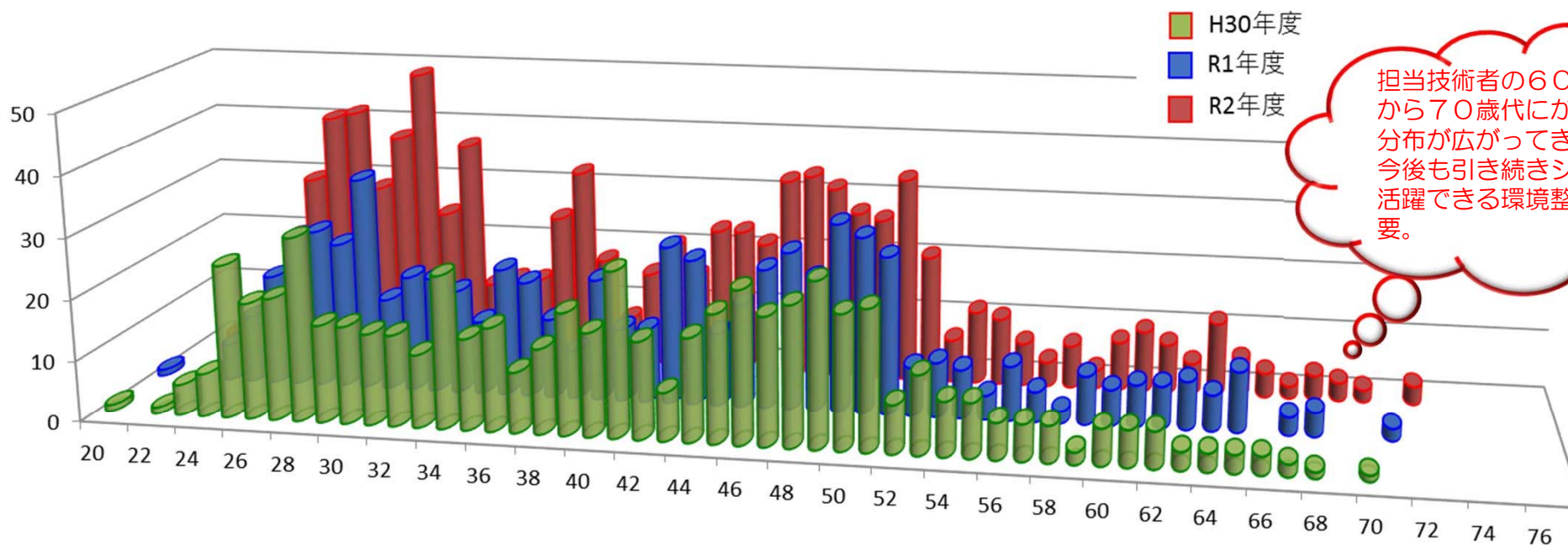
### ◆近年の取り組み

- ・令和元年度（試行開始）
- ・令和2年度
- ・令和3年度（12月末時点契約済み業務）
- ・令和4年度も継続

実施件数 10業務	（全参加者 30者	活ユーザー 20者	うち受注者 6者）
実施件数 6業務	（全参加者 15者	活ユーザー 10者	うち受注者 4者）
実施件数 10業務	（全参加者 34者	活ユーザー 14者	うち受注者 6者）

## ■試行対象：プロポーザル方式（建設シニアからの技術継承を促す試行）

人数 配置予定担当技術者年齢分布



担当技術者の60歳以上から70歳代にかけて、分布が広がってきており、今後も引き続きシニアが活躍できる環境整備が必要。

※プロポーザル方式 件数：平成30年度（132件）、令和元年度（142件）、令和2年度（178件）

## ②-2 建設シニアの活用を促す試行(照査技術者の配置要件の見直し)

【継続】

【対象:総合評価落札方式・プロポーザル方式 (詳細設計等の照査技術者を配置する業務)】

- 適性な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
- 照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、長年、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる可能性がある。
- 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中で、50歳後半以降の技術者(シニア技術者)の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。

### ◆照査技術者の配置要件

〔令和2年度まで〕

#### 【資格要件】

技術士、土木学会認定土木技術者、RCCM、国土交通省登録技術者

+

#### 【実務経験】

管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(過去10年以内の同種、類似業務)



〔令和3年度より試行〕

#### 【資格要件】

技術士、土木学会認定土木技術者、RCCM、国土交通省登録技術者

+

#### 【実務経験】

管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(過去10年以内の同種、類似業務)

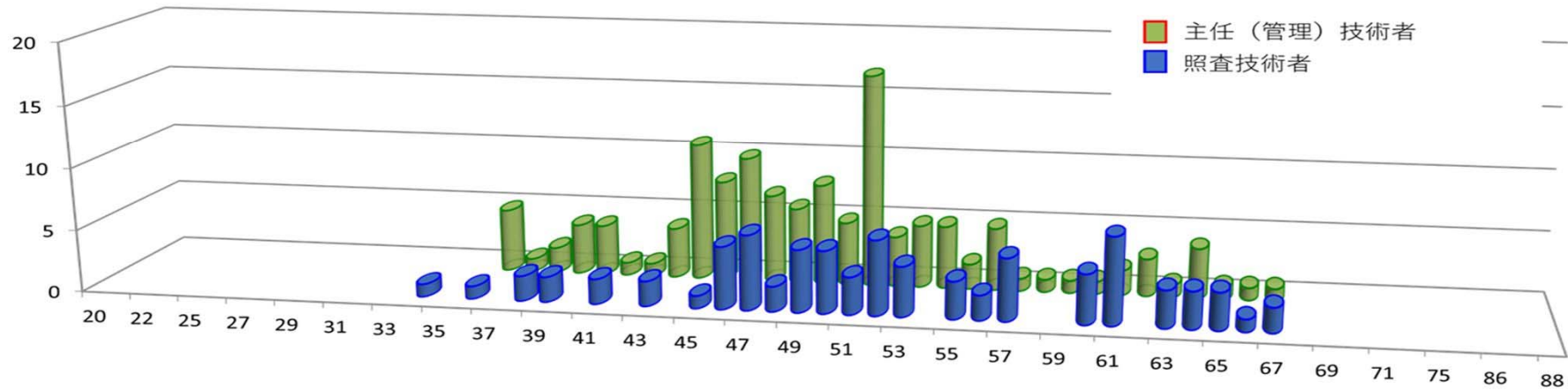
もしくは

過去5年以内の同種、類似業務の照査技術者としての実務経験

# 【参考】管理技術者と照査技術者の年齢分布変化（プロポーザル方式）

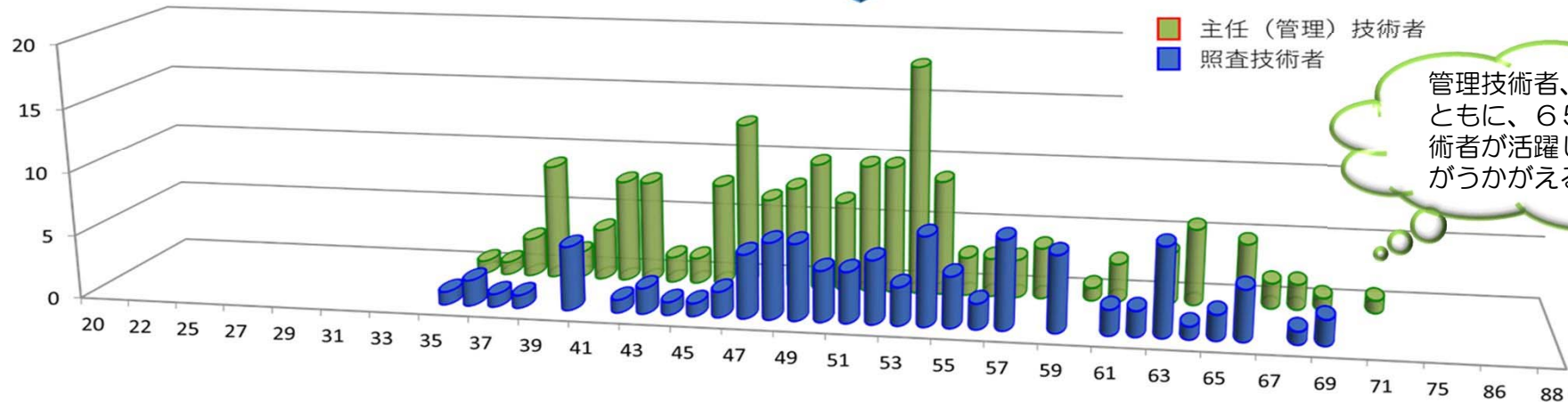
■平成30年度（シニア試行前） ※プロポーザル方式（132件）

人数 配置予定技術者申請時の役職及び年齢分布



■令和2年度（シニア試行前） ※プロポーザル方式（178件）

人数



管理技術者、照査技術者ともに、65歳以上の技術者が活躍していることがうかがえる。

## ③海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式 【継続】

【対象：プロポーザル方式・総合評価落札方式】

今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設（「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」）するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

### ■評価方法

評価項目		海外技術者
技術者評価	資格・実績等	同種・類似実績 認定された海外実績を <b>国内実績と同様</b> に評価
	成績・表彰	業務成績 【国内実績がある場合】 テクリス評価点において評価 【国内実績がない場合】 認定制度では評定点は与えられないため、成績の評価は今後の課題とし、当面、平均成績への点数付与は行わない
		技術者表彰 表彰された海外実績を <b>国内実績と同様</b> に評価 ○「国土交通大臣賞」を四国地方整備局長表彰相当とする ○「国土交通大臣奨励賞」を四国地方整備局の部長等・事務所長表彰相当とする
企業評価	資格・実績等	同種・類似実績 認定された海外実績を <b>国内実績と同様</b> に評価



試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	R4実施方針
④ 自治体実績評価型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コンサルタント等は、地域の守り手として中長期的な育成・確保の観点から重要。</li> <li>・現状の総合評価落札方式においては、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、国直轄業務への新規参入が阻害されている可能性がある。</li> <li>・このため、地域コンの受注機会拡大、競争性確保を図ることを目的に試行するもの。</li> </ul>	四国4県の同種・類似業務の業務成績を直轄業務と同様に評価	総合評価落札方式（簡易型）  ※直轄業務未経験者でも業務上支障の少ない修正設計業務、地質調査、測量等を想定。	継続
⑤ 地域企業の活用促進（チャレンジ型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コンサルタント等は、地域の守り手として中長期的な育成・確保の観点から重要。</li> <li>・現状の総合評価落札方式においては、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、国直轄業務への新規参入が阻害されている可能性がある。</li> <li>・このため、地域コンサルタントの受注機会の拡大、競争性の確保を図ることを目的に試行を行うもの。</li> </ul>	企業・技術者の業務成績、表彰の評価をしない	総合評価落札方式（簡易型）  ※直轄業務未経験者でも業務上支障の少ない修正設計業務、地質調査、測量等を想定。	継続
⑥ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国地整では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいるところ。</li> <li>・メンテナンス、補修が通常時、災害時等に迅速且つ適切に行われるよう、四国に精通した技術者の育成を図ることを主な目的に実施するもの。</li> </ul>	企業・技術者の業務成績を四国地整発注業務の成績のみで評価	総合評価落札方式（簡易型）すべて	継続
⑦ 四国実績を重視した業務の試行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル方式は、技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務を対象としているが、四国内の地域の特色、課題や地域特有のリスク等に関する知見が必要な「設計業務」を対象に、品質確保の向上を目的に実施するもの。</li> </ul>	企業・技術者の同種・類似業務、業務成績、表彰を四国地整実績を優位に評価	プロポーザル方式  ※四国の地域性、地域特有のリスク等に関する知見が必要な「設計業務」を想定。	継続
⑧ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時の迅速かつ的確な支援活動を行った企業に対するインセンティブを設けることで、地域の守り手として中長期的な育成・確保することを目的に実施するもの。</li> </ul>	災害対応といった緊急的な支援活動に協力した企業への感謝状を評価 (平成30年7月豪雨の支援活動に対する感謝状など)	プロポーザル方式、総合評価落札方式すべて	継続

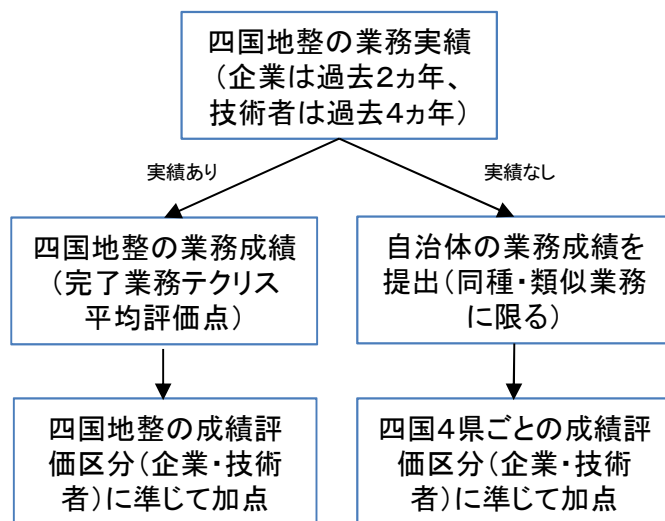
### ④自治体(県)の受注実績評価の試行 **【継続】**

【対象：総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

- 地域コンサルタント等は、地域の守り手として中長期的な育成・確保の観点から重要。
- 現状の総合評価落札方式においては、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、国直轄業務への新規参入が阻害されている可能性がある。
- このため、**自治体(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)の業務成績を評価する試行**を導入し、四国地方整備局発注業務の実績を有しない地域コンサルタントの受注機会の拡大、競争性の確保を図る。

#### ◆自治体(県)の業務成績評価

- ・自治体の業務成績評価は、四国地整の業務実績がない企業を対象に、入札参加者から提出される自治体(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)の同種・類似業務の業務成績を四国4県ごとの配点区分にて評価する。
- ・四国地整の業務実績がある企業は、完了業務テクリス平均評価点により評価する。
- ・業務成績評価の対象業務は、企業評価が過去2カ年、技術者評価が過去4カ年の実績を対象とする。



【(例)四国地整発注業務の業務成績評価(土木コン)】

四国地整評価点	配点ウエイト
80点以上	100%
79点以上 ~ 80点未満	90%
78点以上 ~ 79点未満	80%
77点以上 ~ 78点未満	70%
76点以上 ~ 77点未満	60%
75点以上 ~ 76点未満	50%
72点以上 ~ 75点未満	30%
70点以上 ~ 72点未満	10%
70点未満 ~	0%

【(例)徳島県発注業務の業務成績評価(土木コン)】

徳島県評価点	配点ウエイト
77点以上	100%
76点以上 ~ 77点未満	90%
75点以上 ~ 76点未満	80%
74点以上 ~ 75点未満	70%
73点以上 ~ 74点未満	60%
72点以上 ~ 73点未満	50%
69点以上 ~ 72点未満	30%
67点以上 ~ 69点未満	10%
67点未満 ~	0%

四国地整と各県の評価点をそれぞれの配点区分にて評価

#### ◆近年の取り組み

- ・令和3年度(試行開始) (12月末時点契約済み業務)  
(実施件数5業務(全参加者16者 うち活用者 0者 うち落札者0者))
- ・令和4年度も継続

### ⑤地域企業の活用促進(チャレンジ型) 【継続】

【対象：総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

○地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注業務実績しかない企業に対し、直轄業務への参入を促すことを目的とする。

○企業・技術者の成績、表彰の評価は実施しない。(直轄実績のある者との差をつけない)

#### ●参加表明時点

評価項目	評価着目点	総合評価簡易【1:1】(従来)	チャレンジ型(試行)	
参加表明者の経験及び能力【企業】	資格・実績等	登録部門	5	
		同種・類似実績	10	
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10	
		同種・類似実績	5	
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
計		100	30	

#### ●技術提案時点

評価内容	評価着目点	総合評価簡易【1:1】(従来)	チャレンジ型(試行)	
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10	
		同種・類似実績	5	
		CPD	2	
	成績・表彰	成績	28	評価しない
		表彰	5	評価しない
		実施方針	業務理解度	20
	実施手順	20		
	その他	10		
		100	67	

#### ◆近年の取り組み

- ・令和元年度(試行開始) 実施業務5件・・・入札参加者21者のうち、四国内本店企業が10者参加し、4者が落札。
- ・令和2年度 実施業務3件・・・入札参加者15者のうち、四国内本店企業が9者参加し、1者が落札。
- ・令和3年度(12月末時点) 実施業務4件・・・入札参加者7者のうち、四国内本店企業が7者参加し、4者が落札。

※ 直轄実績のない企業は参加していない。また、落札した技術者は全て直轄実績を有している。

- ・令和4年度も継続

### ⑥四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行 【継続】

【対象：総合評価落札方式（簡易型）（土木コン，測量，地質調査）】

- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。
- 総合評価落札方式（簡易型）の企業および技術者の業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。

〔平成27年度まで〕

企業及び技術者の業務成績

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局  
発注の完了業務の平均点で評価



〔平成28年度より試行〕

企業及び技術者の業務成績

四国地方整備局発注の  
完了業務の平均点で評価

#### ◆近年の取り組み

- 平成28年度（試行開始） 総合評価落札方式（簡易型）の全ての業務に適用
- **令和4年度も継続**

## 2. 持続性のある地域企業の育成等

### ⑦四国実績を重視した業務(プロポーザル)の試行 【継続】

○プロポーザル方式による設計業務を対象に、企業及び技術者評価について、四国地方整備局での実績を優位に評価する。

- ・同種・類似業務実績 : 四国地方整備局の同種業務実績を加え優位に評価
- ・業務成績、表彰実績 : 四国地方整備局の発注業務、表彰実績のみを評価

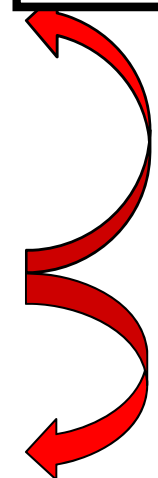
#### 〔標準〕

同種・類似	評価項目	配点
	① 同種	5
② 類似	3	
成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の完了業務平均点で評価	
	平均評価点	配点
	① 80.0 点以上	30
	② 79.0 点以上 ~ 80.0 点未満	27
以下略		
表彰	評価項目	配点
	① 四国地整局長	5
	② 四国地整事務所長	3
	③ 四国地整外局長&事務所長	2
	④ 土木学会四国支部	2

#### 〔平成27年度より試行〕

同種・類似	評価項目	配点
	① 四国内同種	7
	② 四国外同種	5
③ 類似	3	
成績	・四国地整完了業務の平均点で評価 ・満点を「25」に変更	
	平均評価点	配点
	① 80.0 点以上	25
	② 79.0 点以上 ~ 80.0 点未満	23
以下略		
表彰	評価項目	配点
	① 四国地整局長	8
	② 四国地整事務所長	4
	③ 土木学会四国支部	2

2点移動し四国地整同種業務を優位に評価



3点移動し、四国地整表彰を優位に評価



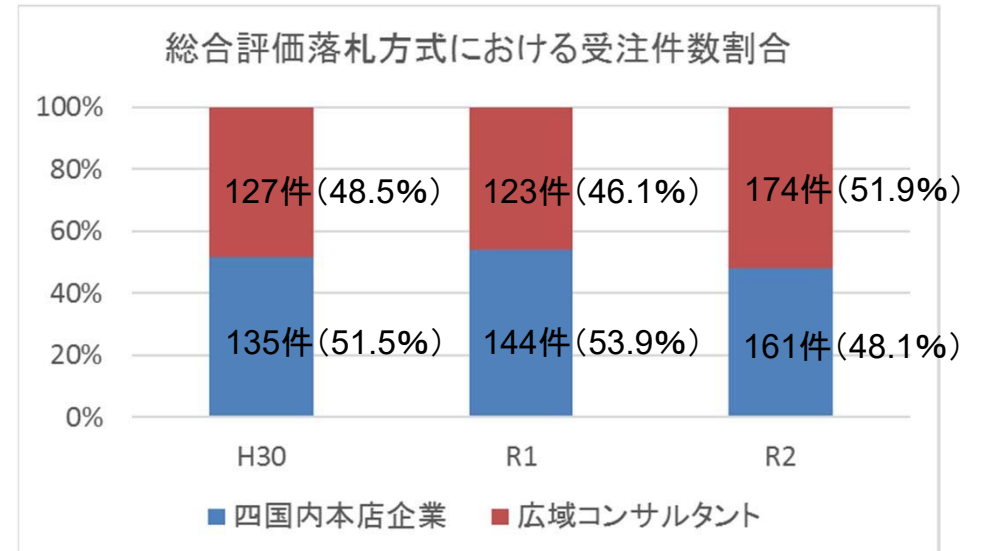
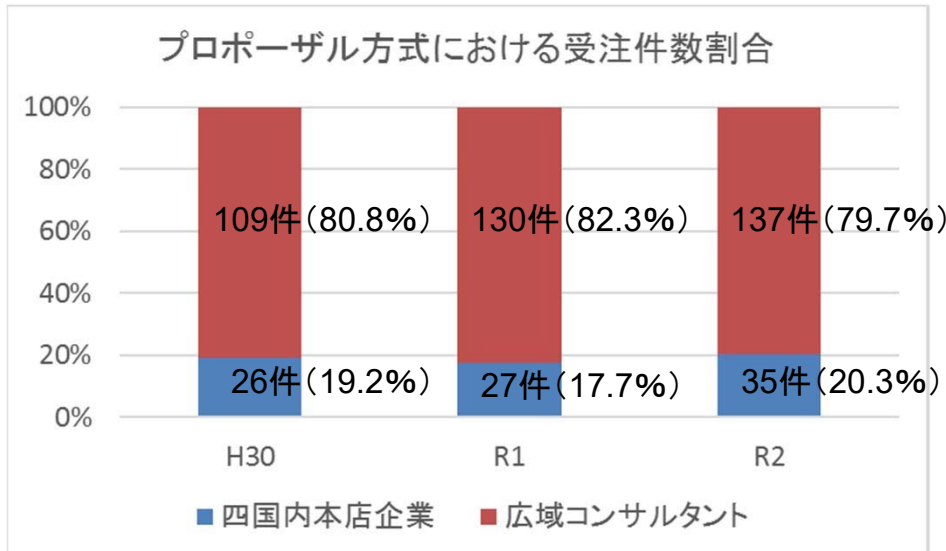
#### ◆近年の取り組み

- ・平成27年度 (試行開始) 実施件数 1 業務 (全参加者 10 者 四国内本店企業活用者 1 者 うち指名 1 者 うち受注者 0 者)
- ・平成28年度 実施件数 8 業務 (全参加者 70 者 四国内本店企業活用者 1 者 うち指名 7 者 うち受注者 3 者)
- ・平成29年度 実施件数 3 業務 (全参加者 20 者 四国内本店企業活用者 4 者 うち指名 3 者 うち受注者 0 者)
- ・平成30年度 実施件数 3 業務 (全参加者 15 者 四国内本店企業活用者 4 者 うち指名 4 者 うち受注者 0 者)
- ・令和元年度 実施件数 5 業務 (全参加者 22 者 四国内本店企業活用者 5 者(全 21 者) うち指名 5 者(全 21 者) うち受注者 1 者(全 5 者))
- ・令和2年度 実施件数 4 業務 (全参加者 28 者 四国内本店企業活用者 4 者(全 20 者) うち指名 1 者(全 16 者) うち受注者 1 者(全 4 者))
- ・令和3年度 (12月末時点契約済み業務) 実施件数 3 業務 (全参加者 7 者 四国内本店企業活用者 3 者(全 6 者) うち指名 3 者(全 6 者) うち受注者 1 者(全 3 者))

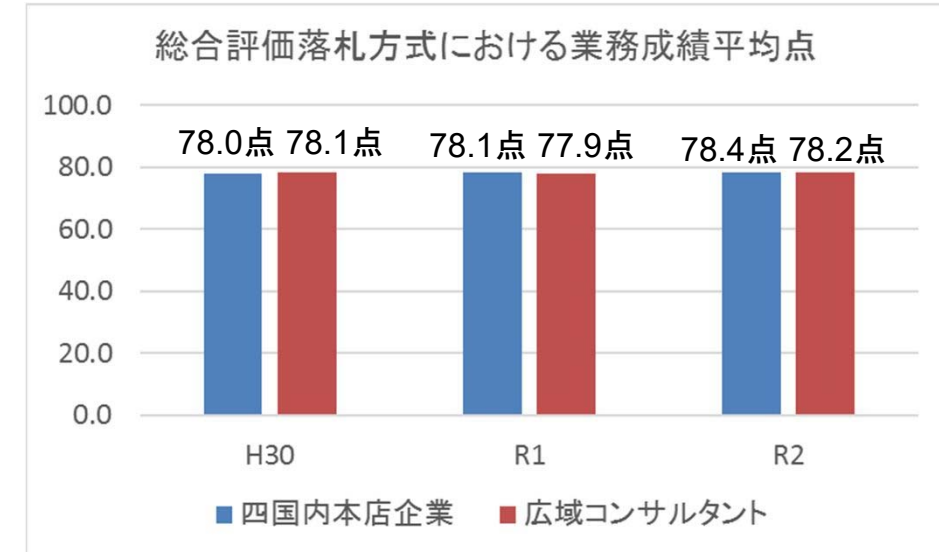
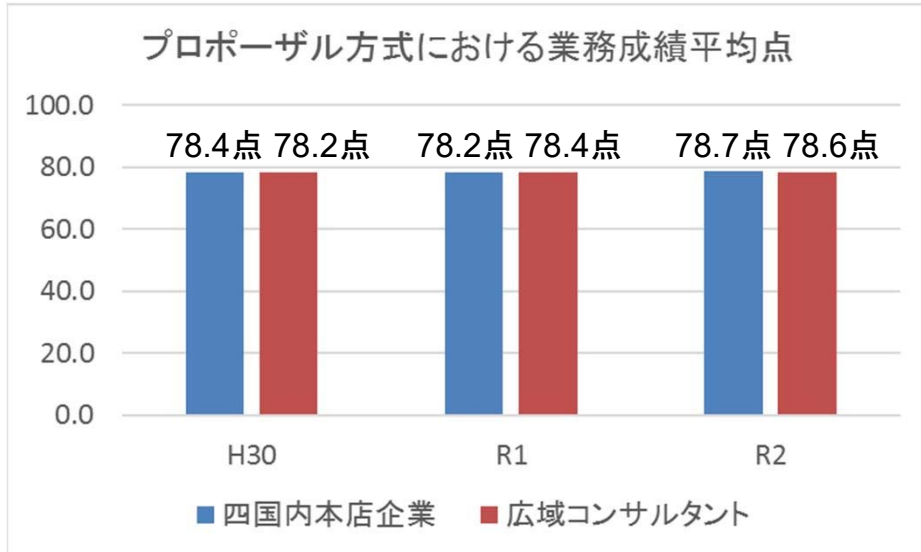
・令和4年度も継続



■四国管内における発注方式別受注割合及び業務成績平均点



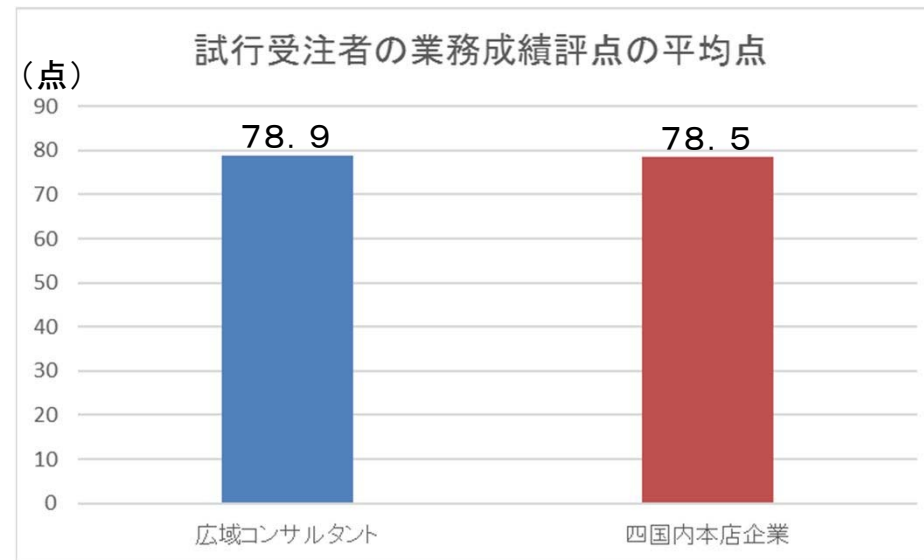
プロポーザル方式において「四国内本店企業」の受注割合は全体の約3割と低い状況にある。



両業務とも四国発注業務における業務成績平均点には差が見られない。

## ■本試行受注者の業務成績評定点

- ・本試行の受注者における、「四国内本店企業」とその他「広域コンサルタント」の業務成績評点の比較したところ、差は見られない。



### 【本試行の受注者（年度別）】

- ・平成27年度[試行業務1件].....広域コンサルタント(1社)
- ・平成28年度[試行業務5件].....広域コンサルタント(5社)、**四国内本店企業(3社)**
- ・平成29年度[試行業務3件].....広域コンサルタント(3社)
- ・平成30年度[試行業務3件].....広域コンサルタント(3社)
- ・令和元年度[試行業務5件].....広域コンサルタント(4社)、**四国内本店企業(1社)**
- ・令和2年度[試行業務3件].....広域コンサルタント(3社)、**四国内本店企業(1社)**
- ・令和3年度[試行業務3件].....広域コンサルタント(2社)、**四国内本店企業(1社)**

### ⑧災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価 【継続】

【対象：全ての発注方式】

○災害対応といった緊急的な支援活動に協力した企業への感謝状を評価する。

(参考)平成30年7月豪雨の支援活動に対する感謝状【測量・建設コンサルタント等13者、建設業116社】

〔令和元年度まで〕

【記載例】評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の場合

評価項目	配点
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。	
①四国地方整備局長表彰の実績あり	①5
②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり	②3
③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり	③2
④土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり	④2
⑤上記に該当しない場合は加点しない。	⑤0



〔令和2年度～〕

【記載例】評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の場合

評価項目	配点
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰、四国地方整備局管内事務所長から感謝状又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。	
①四国地方整備局長表彰の実績あり	①5
②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり	②3
③四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績あり	③2
④四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり	④2
⑤土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり	⑤2
⑥上記に該当しない場合は加点しない。	⑥0

◆取り組み予定

・令和2年度から全ての業務で試行実施

### 3. 品質確保・生産性向上の推進 [試行メニュー]

試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	R4 実施 方針
<p>⑨ 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用（国土交通省登録技術者資格（民間資格）を加点評価）</p> <p>国土交通省取る億資格の評価（民間資格の追加）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急速に老朽化する社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保の課題に対応していくため、担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが必要。</li> <li>品確法（平成26年6月改正）を根拠に「国土交通省登録資格制度」が創設され（H26年度）、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格を申請に基づき審査を行い国土交通省登録資格として登録している（令和3年2月までに、合計328資格が登録）。</li> <li>「国土交通省登録資格」を技術者の加点評価項目として活用することで、品質確保に繋げるもの。</li> </ul>	<p>「国土交通省登録資格」を技術者の加点評価項目として活用</p>	<p>全ての発注方式</p>	<p>継続</p> <p>拡大</p>
<p>⑩ 国土交通省登録資格の評価（組合せ加点の試行）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在「国土交通省登録資格」は、制度創設した平成26年3月より年々資格数を増やし、これまでに328資格が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。</li> <li>技術士等と専門的な知識をもつ民間資格（国交省登録）と組み合わせることで、成果品の品質向上に繋げるもの。</li> </ul>	<p>技術士・博士の資格に、該当業務に応じた高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せて、単純に加点評価（例：橋梁点検業務→技術士+道路橋点検士=9点）</p>	<p>総合評価落札方式</p> <p>※樞門詳細設計業務、道路構造物設計業務、橋梁詳細設計業務を想定</p>	<p>新規</p>
<p>⑪ 学会表彰の活用</p>	<p>質の高い技術者を育成し、品質確保に繋げることを目的に実施するもの。</p>	<p>土木学会四国支部、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部の技術者表彰を評価</p>	<p>全ての発注方式</p>	<p>継続</p>
<p>⑫ i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）を局長表彰と同等評価</p>	<p>i-Constructionの取組大賞を受賞した企業のインセンティブを与えることで、生産性向上に向けた建設業界全体の底上げを図ることを目的に実施するもの。</p>	<p>「i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）」表彰（企業）を四国地整局長表彰と同等評価</p>	<p>全ての発注方式</p>	<p>継続</p>
<p>⑬ 事業促進PPP等の実績評価の試行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業促進PPP等は、直轄の大規模災害復旧・復興事業、大規模事業等において、民間技術者チームが、従来、発注者が行ってきた事業進捗管理・地元説明・関係機関との協議・調整等の事業マネジメント業務を発注者と一体となって実施するもの。</li> <li>事業促進PPP等で培った豊富なマネジメント経験を加点評価することで品質の確保に繋げるもの。</li> </ul>	<p>管理技術者について、過去10年の事業促進PPP等業務の管理技術者または担当技術者としての実績がある場合に加点評価</p>	<p>プロポーザル方式</p> <p>※重要構造物詳細設計業務、計画検討業務を想定。</p>	<p>継続</p>

## ⑨-1 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用 【継続】【対象：全ての発注方式】

- 一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を導入し、評価基準（技術者資格）において加点評価する。（平成27年1月より活用）
- 登録規程に位置づけられた業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加する。

### 登録規程に位置付けがない場合

- |  |
|--|
| ①国家資格<br>・技術士<br>・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）  |
| ②民間資格<br>・RCCM<br>・地質調査技士（地質調査分野に適用）<br>・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】<br>（土木関係分野に適用）<br>・コンクリート診断士<br>（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）<br>・土木鋼構造診断士<br>（鋼構造物の維持・修繕に適用）等 |



### 登録規程に位置付けがある場合

- |   |
|---|
| ①国家資格<br>・技術士<br>・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）                   |
| ②国土交通省登録技術者資格   |
| ③上記以外の民間資格<br>※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等                  |
| ※評価方法<br><管理技術者、照査技術者><br>①→②→③の順位で評価<br><担当技術者><br>①、②は、同等、③は次位で評価 |



## ⑨-2 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用 【拡大】

### ◆近年の取り組み

- H28.2に民間資格111資格を追加
- H29.2に民間資格50資格を追加
- H30.2に民間資格40資格を追加
- H31.1に民間資格37資格を追加
- R2.2に民間資格32資格を追加
- R3.2に民間資格8資格を追加
- R4.2に民間資格25資格を追加

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (維持管理分野:49資格 | 計画・調査・設計分野:62資格) |
| (維持管理分野:37資格 | 計画・調査・設計分野:13資格) |
| (維持管理分野:36資格 | 計画・調査・設計分野:4資格)  |
| (維持管理分野:37資格 | 計画・調査・設計分野:なし)   |
| (維持管理分野:30資格 | 計画・調査・設計分野:2資格)  |
| (維持管理分野:6資格  | 計画・調査・設計分野:2資格)  |
| (維持管理分野:21資格 | 計画・調査・設計分野:4資格)  |

### ◆維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数								計
	H27.1 R2.2更新	H28.2 R3.2更新	H29.2 R4.2更新	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	R4.2	
土木機械設備	—	2	0	0	0	0	0	0	2
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	0	4
堤防・河道	—	0	0	4	0	0	0	4	8
下水道管路施設	—	1	1	0	0	0	0	0	2
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	0	6
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	6	60
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	6	65
橋梁(鋼橋、コンクリート橋以外)	—	—	—	—	—	—	—	2	2
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	3	37
道路土工構造物(土工)	—	—	—	—	14	12	0	0	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	—	—	—	—	8	8	0	0	16
舗装	—	—	—	9	1	4	0	0	14
小規模附属物	—	—	—	7	2	0	0	0	9
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	50	49	37	36	37	30	6	21	266

### ◆計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数								計
	H28.2 R3.2更新	H29.2 R4.2更新	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	R4.2		
地質・土質	9	3	1	0	0	0	1	14	
宅地防災	—	—	1	0	0	0	0	1	
建設環境	2	0	2	0	1	0	0	5	
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	0	1	
建設機械	1	0	0	0	0	0	0	1	
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	0	1	
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	0	2	
都市公園等	2	0	0	0	0	0	0	2	
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	2	5	
下水道	1	0	0	0	0	0	1	2	
砂防	2	0	0	0	0	0	0	2	
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	0	2	
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	0	3	
海岸	12	4	0	0	0	0	0	16	
道路	3	3	0	0	0	0	0	6	
橋梁	3	1	0	0	0	0	0	4	
トンネル	2	1	0	0	0	0	0	3	
港湾	14	0	0	0	1	1	0	16	
空港	1	0	0	0	0	0	0	1	
計	62	13	4	0	2	2	4	87	

## ⑩国土交通省登録資格の評価(組合せ加点の試行) **【新規】**

- 現在「国土交通省登録資格」は、制度創設した平成26年3月より年々資格数を増やし、これまでに328資格が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。
- 今回、技術士の評価に加えて、専門的な知識をもつ民間資格(国交省登録)と組み合わせて評価することで、幅広い技術的な知識と業務に関連する専門的な知識(施設分野)に基づく技術的判断が可能となり、成果品の品質向上に繋げるもの。
- 評価方法は、技術士・博士の資格に、該当業務に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せて加点を行う。  
(例: 橋梁点検業務→技術士+道路橋点検士=9点)
- 令和4年度の一部業務を対象に試行を行い、登録資格保有者の活用による効果の確認を行うものとする。

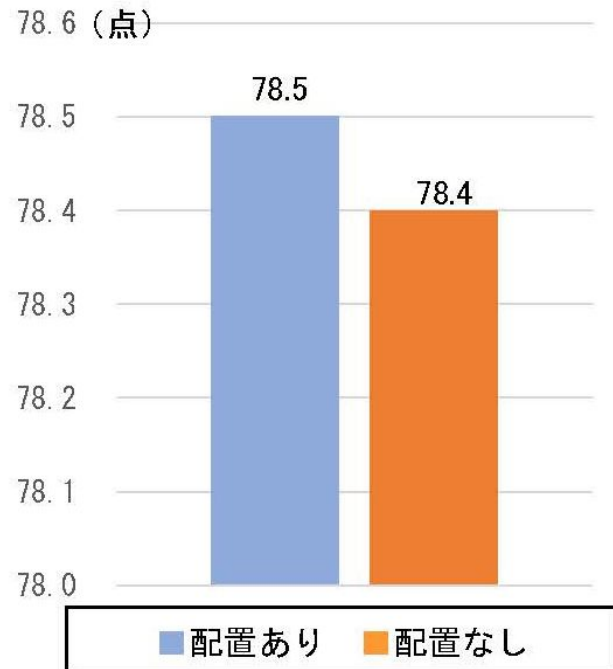
### <評価例>

現行			見直し(案)	
① 技術士(総合技術監理部門 (業務に該当する選択科目)あ るいは業務に該当する部門) 博士(工学)	5点	➔	① 技術士(総合技術監理部門 (業務に該当する選択科目)あ るいは業務に該当する部門) 博士(工学)	(1) 9点 <u>①+②</u>
② 国土交通省登録技術者資格 業務に応じた施設分野で評価	4点		② 国土交通省登録技術者資格 業務に応じた施設分野で評価	(2) 5点 又は①
③ RCCM、土木学会(特別上級、 上級、1級)ただし、②を除く	3点		③ RCCM、土木学会(特別上級、 上級、1級)ただし、②を除く	(3) 5点 <u>又は②+③</u>
④ 上記以外	0点		④ 上記以外	(4) 4点 又は②
				(5) 1点 又は③

※上記は本省検討中であり、配点については、以下を乗じ点数を算出している。(1)100%、(2)60%、(3)50%、(4)40%、(5)10%

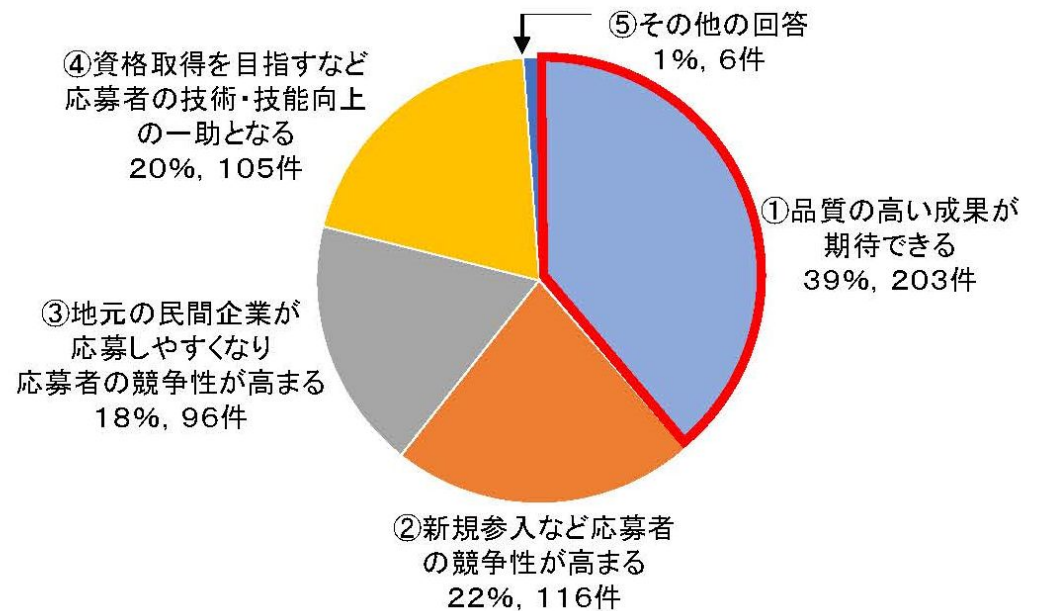
- ・国土交通省直轄発注の点検・診断等業務の業務成績評価は、登録資格の有資格者を配置した場合、高い傾向にある。
- ・登録資格制度を活用している都道府県・政令市では、登録資格を活用することで品質の高い成果が期待されている。

業務成績評価【平成27年度～令和2年度の平均】



出典)  
 国土交通省データ(北海道開発局、8地方整備局、沖縄総合事務局発注の点検・診断等業務を対象)  
 H27～H29は、入札参加時等の申請書類に記載された情報をもとに、業務成績評価が確認できた業務を対象に集計  
 H30～R2は、テクリス(業務実績情報データベース)のデータにより、業務成績評価が確認できた業務を対象に集計

登録資格を活用することで期待する効果  
 回答者＝都道府県・政令市の発注部署(複数回答N=526)



出典)  
 国土交通省データ  
 都道府県・政令市に対するアンケート調査結果  
 (平成31年2月実施)

## ①学会表彰の活用 【継続】 【対象：全ての発注方式】

○地盤工学会四国支部、土木学会四国支部に加え、日本応用地質学会中国四国支部の表彰を活用する。

### 〔平成30年度まで〕

#### 評価基準

##### 【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰(技術賞、技術開発賞、研究・論文賞)の実績あり、土木学会四国支部表彰(技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞)の実績あり



### 〔令和元年度より試行〕

#### 評価基準

##### 【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部及び土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰(技術賞、技術開発賞、研究・論文賞)の実績あり、日本応用地質学会中国四国支部(優秀発表賞、優秀ポスター賞)の実績あり、土木学会四国支部表彰(技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞)の実績あり

#### ◆近年の取り組み

- ・令和元年度は、日本応用地質学会中国四国支部の表彰実績を評価対象に追加
- ・令和4年度も継続

設計・調査業務の標準配点例

【選定・指名段階】

評価項目	評価内容	評価の着目点		設定	総合評価 (標準型) (1:2)		
企業	企業	資格・実績	技術部門登録	◎	5		
			同種又は類似業務等の実績 (過去10年度間+α)	◎	10(5)		
			迅速性(営業拠点)	—	確認のみ		
			当該事務所、周辺での受注実績(過去10年度間+α)	○	(5)		
			計		15		
		成績・表彰	業務の成績 (過去2年度間+α)	◎	30		
			業務表彰の有無 (過去2年度間+α)	◎	5		
			計		35		
			集計		50		
		予定技術者	管理技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10(5)
					同種又は類似業務等の実績 (過去10年度間+α)	◎	5
					手持ち業務金額及び件数	—	確認のみ
					当該事務所、周辺での受注実績(過去10年度間+α)	○	(5)
					計		15
成績・表彰	業務の成績 (過去4年度間+α)			◎	30		
	業務表彰の有無 (過去4年度間+α)			◎	5		
	計				35		
	集計				50		
	業務実施体制の妥当性			—	—		
合計					100		

特定・入札段階

評価項目	評価内容	評価の着目点		設定	発注方式 総合評価 (標準型) (1:2)	
予定技術者	管理技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10(5)	
			同種又は類似業務等の実績	◎	5	
			CPDの取得状況	◎	2	
			当該事務所、周辺での受注実績	○	(5)	
			計(%)		17	
		成績・表彰	業務の成績 (過去4年度間+α)	◎	28(25)	
			業務表彰の有無 (過去4年度間+α)	◎	5	
			手持ち業務件数、金額	—	確認のみ	
			計(%)		33(30)	
		照査技術者		技術者資格等	○	(3)
		集計			○	50
		簡易な実施方針	業務理解度 実施手順	目的・条件・内容の理解	◎	20
				実施手順の妥当性	◎	10
				計		30
特定(評価)テーマに対する技術提案	特定(評価)テーマ	的確性	与条件との整合	◎	20	
			論理的な整理	◎	20	
			説得力	◎	20	
		実現性	提案内容の裏付け	◎	10	
			計		100	
			参考見積	業務コストの妥当性	—	業務規模と大きく乖離がある場合非特定
技術評価の配点割合					150	

※αは、公示日までの期間  
 ※◎は、必須項目 ○は選択項目



## ⑫ i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)を局長表彰と同等評価 【継続】

- 建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」に係る優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介し、横展開することにより、i-Constructionに係る取組を推進することを目的に平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
- 令和3年度の業務から「i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」受賞実績を、四国地方整備局長表彰と同等の評価とする。

### 【実施内容】

- 対象工事 : 全ての発注方式  
 評価する実績 令和2年度以降の表彰実績  
 ※ただし、令和5年度までは「i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」は平成29年度以降の表彰実績とする。  
 評価方法 : 「企業表彰」で局長表彰と同等の評価(5点)

### ■評価基準 【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の例

評価項目	判断基準	配点	評価点
参加表明者の経験及び能力	①四国地方整備局長表彰又はi-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の実績あり	5	/5
	②四国地方整備局部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長を含む)表彰の実績あり	3	
	③四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績あり	2	
	④四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰等の実績あり	2	
	⑤土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり	2	
	⑥上記に該当しない場合は加点しない。	0	

### ◆近年の取り組み

- ・令和3年度から全ての発注方式で実施
- ・令和4年度も継続

## ⑬事業促進PPP等の実績評価の試行【継続】

【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 事業促進PPP等で培った豊富なマネジメント経験を活用することを目的とする。
- 事業促進PPP、PM、CM業務の過去10年度の管理（主任）技術者、担当技術者実績を加点評価する。

### ●技術提案時点

評価項目	評価着目点	プロポーザル方式 (従来)	PPP等実績評価 (試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格等	10
		同種・類似実績	5
		CPD	2
		PPP等実績	—
	成績・表彰	成績実績	28
		表彰実績	5
実施方針	業務理解度	10	
	実施手順	15	
	その他	5	
特定テーマに対する技術提案	的確性	60	
	実現性	60	
計		200	200

#### ◆近年の取り組み

- ・令和2年度（試行開始）
- ・令和3年度（12月末時点契約済み業務）
- ・令和4年度も継続

実施件数1業務（全参加者5者 活用品者0者 うち受注者0者）  
 実施件数8業務（全参加者32者 活用品者4者 うち受注者1者）

## 4. 受発注者双方の入札契約手続きの効率化・改善等〔試行メニュー〕

試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	R4 実施 方針	
【入札契約手続きの効率化】					
⑭	一括審査方式の試行	技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とするもの。	技術審査の効率化及び受発注者双方の事務手続きの負担軽減等を目的に一括して審査（1グループ最大3件まで）	①支出（分任）負担行為担当官が同一である業務 ②業務の目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務 ③業務規模（金額）が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務 など	継続
⑮	技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧	・業務の入札手続に必要な技術提案書等の作成に係る資料の閲覧については、これまで、各事務所等に来庁して閲覧していたところ。 ・業務の効率化、働き方改革の推進及び新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とする。	令和4年1月より来庁による閲覧に併せて、インターネットを活用した閲覧の試行を開始。	プロポーザル方式 総合評価落札方式	新規
【評価基準の見直し】					
⑯	「簡易な実施方針」の評価基準の見直し	技術提案の作成・審査に係る受発注者双方の負担軽減を目的に行うもの。	技術提案の作成・審査に係る受発注者双方の負担軽減を目的に実施方針を簡素化	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型） （簡易型は一部で施行）	継続
⑰	出産・育児等による休業期間の評価 （技術者評価対象期間に当該休業期間を加算）	配置予定技術者の評価期間の公平性を確保するため実施するもの。	・配置予定技術者の評価期間について、出産・育児等による休業期間を評価対象期間から除くもの。 ・同種・類似業務実績、業務成績 ・技術者表彰、CPD取得実績	全ての発注方式	継続
⑱	業務成績評価の対象期間の見直し	・企業及び技術者の業務成績評価については、過去の「業務実績情報」や「技術者情報」、「会社情報」をTECRIS（テクリス）から平均評価点を算出し加点評価しているところ。 ・業務完了時における業務成績等のシステム登録については、全国が対象となるため、全業務の登録完了が約2ヶ月を要する。 ・このため、業務成績対象期間を年度区切り（これまでは公告日）に見直し、公平性を確保するもの。	令和4年度より構造物すべての詳細設計（大規模・小規模含む）においてB I M / C I Mを原則適用するもの。	構造物すべての詳細設計（大規模・小規模含む）	継続

## ⑭一括審査方式の試行 【継続】 発注見通し公表でのグループ明示 【対象：総合評価落札方式】

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とする。
- 発注の見通しの公表時に一括審査方式及びグループの明示を行い、対象業務を明確化する。

### ◆近年の取り組み

- 平成30年度（試行開始） 5組13件で実施
- 令和元年度 11組24件で実施
- 令和2年度 12組31件で実施
- 令和3年度（12月末時点契約済み業務） 10組24件で実施
- 令和4年度も継続

### 〔令和元年度まで〕

### 発注見通しの公表イメージ

### 〔継続〕

[〇〇河川国道事務所]

- 業務名：令和2年度 〇〇地質調査業務
- 業務区分：地質調査業務  
(中略)
  - その他：総合評価落札方式

[〇〇河川国道事務所]

- 業務名：令和2年度 ●●地質調査業務
- 業務区分：地質調査業務  
(中略)
  - その他：総合評価落札方式

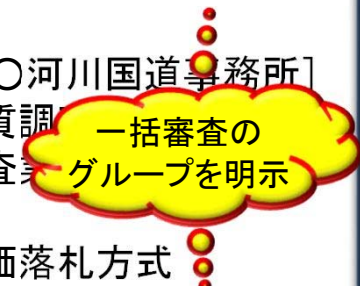


[〇〇河川国道事務所]

- 業務名：令和2年度 〇〇地質調査業務
- 業務区分：地質調査業務  
(中略)
  - その他：総合評価落札方式  
一括審査方式(道路1)

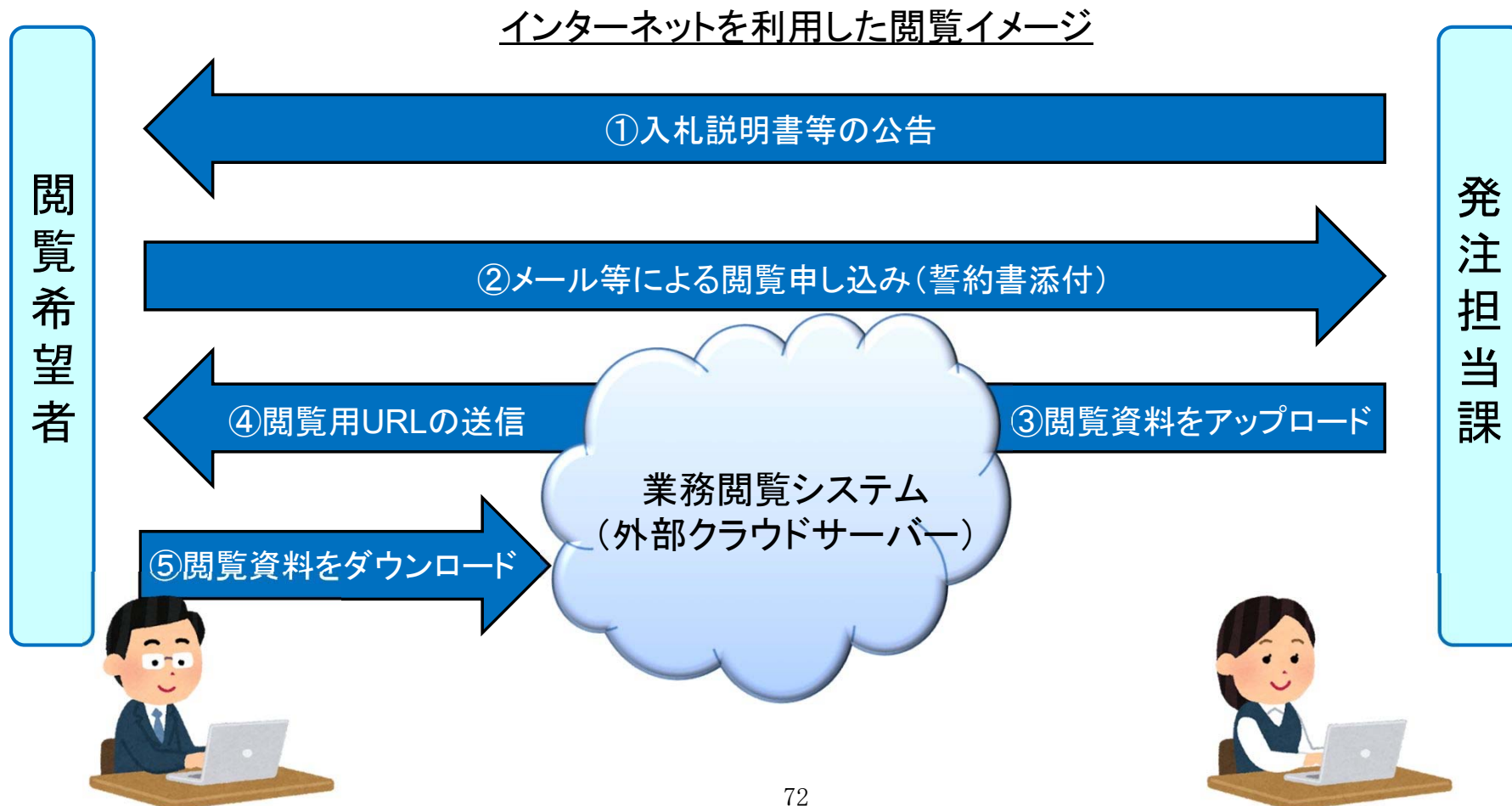
[〇〇河川国道事務所]

- 業務名：令和2年度 ●●地質調査業務
- 業務区分：地質調査業務  
(中略)
  - その他：総合評価落札方式  
一括審査方式(道路1)



## ⑮技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧 **【新規】**

- 業務の入札手続に必要な技術提案書等の作成に係る資料の閲覧については、これまで、各事務所等に来庁して閲覧していたところ。
- 今般、さらなる業務の効率化、働き方改革の推進及び新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、令和4年1月より来庁による閲覧に併せて、インターネットを活用した閲覧の試行を開始する。
- 業務閲覧システムによるオンライン閲覧により、利用者は窓口までの来庁時間を削減することで業務の効率化に繋がるほか、来庁時の感染リスクを軽減させるもの。





# 4. 受発注者双方の入札契約手続きの効率化・改善等

## ⑩簡易な実施方針の評価基準の見直し 【継続】

【対象：プロポーザル方式＋総合評価落札方式（標準型は全て、簡易型は一部）】

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とし、実施方針を簡易なものとする。
- 文字サイズを10ポイント以上、記載する行数を10行以下とし、更なる簡素化を図る。
- 令和3年度は競争性確保の観点から、**評価基準の見直し**を行う

### [令和2年度まで]

評価項目	評価項目の着眼点		評価
	評価基準		
簡易な実施方針	業務理解度	業務の目的、業務の実施方針が適切に記載されている場合に優位に評価する。	30
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画が妥当な場合に優位に評価する。	20
計			50

### [令和3年度から見直し]

評価項目	評価項目の着眼点		評価
	評価基準		
簡易な実施方針	業務理解度	業務の目的、 <b>実施内容の理解度が高い</b> 場合に優位に評価する。	30
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の <b>妥当性が高い</b> 場合に優位に評価する。	20
計			50



<記載内容>  
○簡易な実施方針    ○工程表    計2項目

<記載内容>  
○簡易な実施方針    ○工程表    計2項目

#### ◆近年の取り組み

- ・令和元年度（総合評価落札方式（簡易型）を対象に試行開始）
- ・令和2年度（総合評価落札方式（簡易型）及び6月1日以降からプロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型）を追加
- ・令和3年度（12月末時点契約済み業務）
- ・令和4年度も継続

実施件数13業務（活用者 39者）  
 実施件数30業務（活用者 91者）（簡易型のみ）  
 実施件数41業務（活用者110者）（簡易型のみ）



## ⑰ 出産・育児等による休業期間の評価 【継続】 【対象:全ての発注方式】

○配置予定技術者の評価(業務実績・成績・表彰・CPD)対象期間内に「出産・育児等による休業」期間がある場合は評価対象期間に当該休業期間に相当する期間を加算可能とする。  
ただし、休業期間が確認できる資料の写し(取得証明書等)の提出は申請者の判断とし、提出がない場合は評価対象期間に加算しないものとする。

配置予定技術者が評価対象期間内に出産・育児等で休業していた場合  
(確認できる資料の提出があった場合)

### ■評価対象期間【改定前】

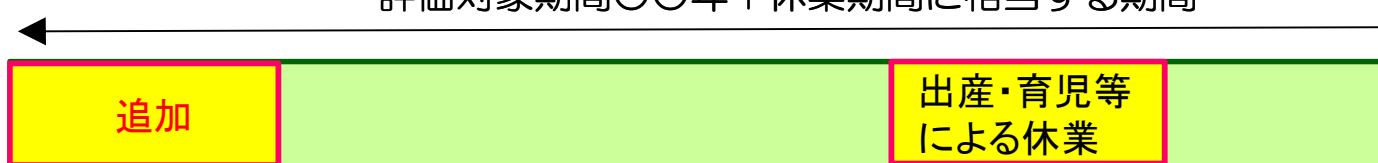
評価対象期間〇〇年



改定前は、休業していたにも関わらず、その期間も評価対象期間とされていた。

### ■評価対象期間【改定後】

評価対象期間〇〇年+休業期間に相当する期間



改定後は、休業していた期間に相当する期間を評価対象期間に遡って加える。

#### ◆近年の取り組み

- ・平成29年度より全ての業務に適用
- ・令和4年度も継続

## ⑱業務成績評価の対象期間の見直し **【継続】**

### 【対象：全ての発注方式】

○業務成績(企業・技術者)の評価対象期間について、平均評定点算出の簡略化を図るため、対象年度を年度区切りに見直す。

#### ■令和2年度までの運用(令和3年6月1日以降に公告する場合)

##### 専門技術力(業務成績)《企業》

国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の令和元年度以降の完了業務テクリス平均評価点を以下のとおり評価する。

##### 専門技術力(業務成績)《技術者》

国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の平成29年度以降の完了業務テクリス平均評価点を以下のとおり評価する。



#### ■令和3年度からの運用(見直し)(令和3年6月1日以降に公告する場合)

##### 専門技術力(業務成績)《企業》

国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去2年間(令和元年度～令和2年度まで)の完了業務テクリス平均評価点を以下のとおり評価する。

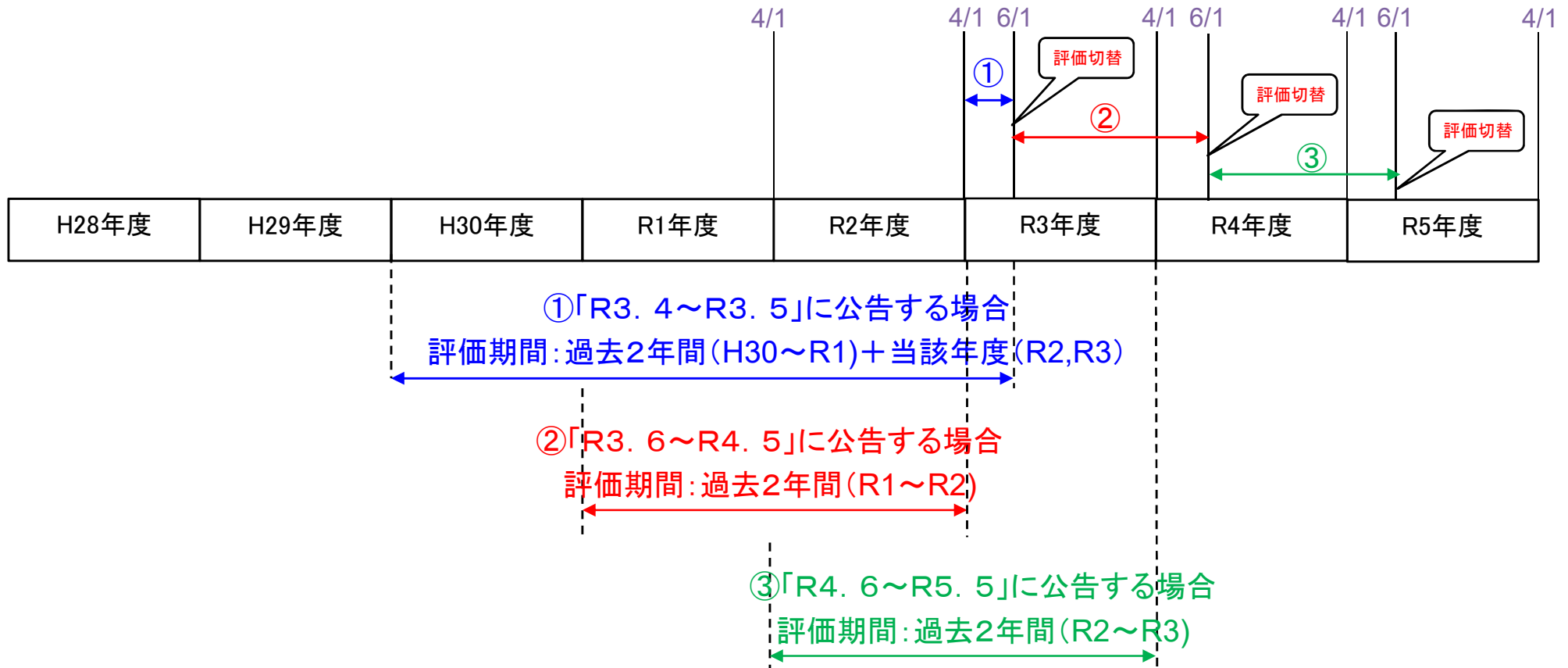
##### 専門技術力(業務成績)《技術者》

国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去4年間(平成29年度～令和2年度まで)の完了業務テクリス平均評価点を以下のとおり評価する。

○本見直しは周知期間を考慮し、令和3年6月1日以降の発注業務より適用開始とし、次年度以降の業務成績対象期間の切り替え時期も6月とする。

## 切り替え時期と評価期間

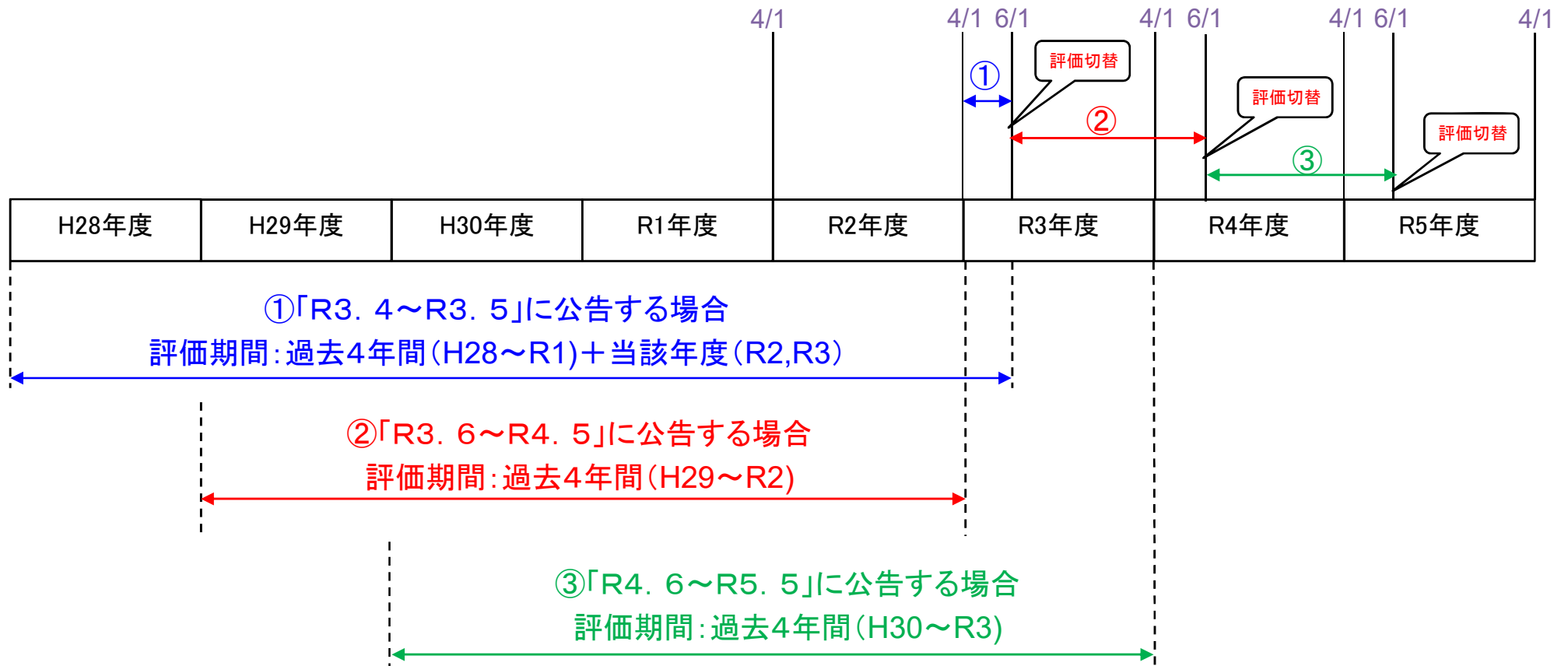
### 《企業の場合》





## 切り替え時期と評価期間

### 《技術者の場合》



## 5. 賃上げを実施する企業に対する加点評価 [試行メニュー]

試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	R4実施方針
⑬ 賃上げを実施する企業に対する加点評価 (公的部門における分配機能の強化)	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うもの。	事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点評価	総合評価落札方式	新規

## 5. 賃上げを実施する企業に対する加点評価

### ⑱賃上げを実施する企業に対する加点評価

【新規】

緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。

#### 【実施内容】

- 適用対象** : 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務。  
但し、令和4年2月1日以降に公告する調達案件とする。
- 加点評価** : 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。  
加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。  
加点割合は5%以上。（賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明）
- 実績確認等** : 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。  
（賃上げ加算点に1点を加えた減点）

#### ■総合評価の加点（単体企業又は同業種設計共同体を対象とした発注方式の場合）

	技術評価点合計	賃上げ評価点（加点）	加点後技術評価点合計	加点割合
簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）	100	6	／106	6%（≥5%）
簡易公募型総合評価落札方式（標準型1：2）	150	8	／158	5%（≥5%）
簡易公募型総合評価落札方式（標準型1：3）	200	11	／211	5%（≥5%）

#### ■詳細についてはこちら（四国地方整備局HP）

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/katensochi.html>